

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

2024年4月5日

堺市議会議長 的場 慎一 様

議員氏名 伊豆丸 精二

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和 5 年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費 2 その他	2,970,000	@270000円 × 11ヶ月 = 2,970,000 円
収 入 合 計	2,970,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	523,540	523,540	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	353,945	353,945	
広 報 ・ 広 聴 費	1,093,408	1,093,408	
人 件 費	0	0	
事 務 ・ 事 務 所 費	979,880	979,880	
支 出 合 計	2,950,773	2,950,773	

様式第14号（第7条関係）

令和5年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 ガソリン代	5/1-3/31	市政に関する事項の調査研究時に使用した車のガソリン代として支出した。
富山県・富山市・石川県への視察	7/10-7/11	富山県における『富山県富岩運河環水公園』、富山市役所における『富山市立図書館（TOYAMAキラリ）』、石川県における『石川県立図書館』について調査したもの。
宮城県多賀城市・福島県浪江町・青森県八戸市への視察	7/18-7/20	宮城県多賀城市における『多賀城市立図書館』、福島県浪江町における『震災遺構請戸小学校』、青森県八戸市における『八戸ブックセンター』について調査したもの。
鹿児島県大島郡徳之島町への視察	10/16	鹿児島県大島郡徳之島町『徳之島モデル』について調査したもの。
宮崎県延岡市への視察	11/10	宮崎県延岡市『延岡駅複合施設エンクロス』について調査したもの。
愛知県安城市・三重県桑名市への視察	1/17-1/18	愛知県安城市中心市街地拠点施設『アンフォーレ』、三重県桑名市『くわなメディアライヴ』について調査したもの。
【資料購入費】 新聞の購読・書籍の購入	5/1-3/31	市政に関する情報収集を行うため、新聞購読及び書籍の購入を行った。

【広報・広聴費】 議会レポートの発行・配布・郵送	1/10～3/31	議会活動を市民へ広報するため、議会レポートを議会終了後、計2回配布した。（一部議会レポートのみ令和6年度に配布実施） 発行部数は57,500～57,700部で、配布方法はポスティング、郵送、駅頭での手配りを用いた。
議会レポート郵送時に使用する封筒購入代	3/6	議会レポート郵送時に使用する封筒購入代として支出した。
駅頭での市政報告で 使用した駐車場代	6/22-2/22	堺市政に関する報告を駅頭で実施した際に使用した駐車場代として支出した。
【事務・事務所費】 事務所の賃借	5/1-3/31	市政相談及び市政に関する調査研究を行うため、堺市南区豊田において事務所を借り上げた。
備品の購入	6/27-3/21	市役所控室・市政事務所で使用する備品（クリアファイル・消しポン・テープのり・付箋・ボールペン等）を購入した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R5.5.19	5-1		70,321	-70,321	事務所6月分賃料	⑨	
R5.5.22	5-2		3,260	-73,581	事務所電気代	⑨	
R5.5.22	5-3		2,588	-76,169	携帯電話代	⑨	
R5.5.22	5-4		3,263	-79,432	新聞購読代	⑥	
R5.5.22	5-5		4,524	-83,956	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R5.5.22	5-6		3,410	-87,366	ガソリン代	①	
月 計		0	87,366				
累 計		0	87,366	-87,366			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R5.6.9		540,000		452,634			
R5.6.13	6-1		78,136	374,498	事務所7月分賃料	⑨	
R5.6.21	6-2		3,880	370,618	事務所電気代	⑨	
R5.6.21	6-3		2,599	368,019	携帯電話代	⑨	
R5.6.21	6-4		3,263	364,756	新聞購読代	⑥	
R5.6.21	6-5		3,460	361,296	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R5.6.21	6-6		3,897	357,399	ガソリン代	①	
R5.6.21	6-7		80,740	276,659	書籍購入代	⑥	
R5.6.22	6-8		160	276,499	駐車場代	⑦	
R5.6.27	6-9		635	275,864	事務所備品代	⑨	
月 計		540,000	176,770				
累 計		540,000	264,136	275,864			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R5.7.6	7-1		8,160	267,704	視察時土産代	①	
R5.7.7	7-2		78,136	189,568	事務所8月分賃料	⑨	
R5.7.10		810,000		999,568	政務活動費7～9月分受入		
R5.7.10	7-3		500	999,068	駐車場代	①	
R5.7.11	7-4		1,000	998,068	駐車場代	①	
R5.7.18	7-5		100	997,968	駐車場代	①	
R5.7.19	7-6		300	997,668	視察時入館料	①	
R5.7.19	7-7		800	996,868	書籍購入代	⑥	
R5.7.20	7-8		750	996,118	駐車場代	①	
R5.7.21	7-9		2,412	993,706	事務所電気代	⑨	
R5.7.21	7-10		2,591	991,115	携帯電話代	⑨	
R5.7.21	7-11		3,763	987,352	新聞購読代	⑥	
R5.7.21	7-12		2,200	985,152	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R5.7.21	7-13		3,639	981,513	ガソリン代	①	
R5.7.21	7-14		3,764	977,749	ガソリン代	①	
R5.7.21	7-15		24,170	953,579	航空券購入代	①	
R5.7.21	7-16		16,400	937,179	航空券購入代	①	
R5.7.22	7-17		440	936,739	駐車場代	⑦	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
月 計		810,000	149,125				
累 計		1,350,000	413,261	936,739			

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R5. 8. 18	8-1		78,136	858,603	事務所9月分賃料	⑨	
R5. 8. 21	8-2		2,268	856,335	事務所電気代	⑨	
R5. 8. 21	8-3		2,591	853,744	携帯電話代	⑨	
R5. 8. 21	8-4		3,763	849,981	新聞購読代	⑥	
R5. 8. 21	8-5		4,145	845,836	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R5. 8. 21	8-6		4,189	841,647	ガソリン代	①	
R5. 8. 21	8-7		3,947	837,700	ガソリン代	①	
R5. 8. 21	8-8		2,367	835,333	ガソリン代	①	
R5. 8. 21	8-9		2,000	833,333	ガソリン代	①	
R5. 8. 21	8-10		2,530	830,803	ガソリン代	①	
R5. 8. 21	8-11		11,648	819,155	宿泊代	①	
R5. 8. 21	8-12		10,760	808,395	宿泊代	①	
R5. 8. 21	8-13		200	808,195	宿泊税	①	
R5. 8. 21	8-14		11,700	796,495	宿泊代	①	
R5. 8. 21	8-15		1,200	795,295	駐車場代	①	
R5. 8. 21	8-16		8,000	787,295	宿泊代	①	
R5. 8. 21	8-17		11,200	776,095	宿泊代	①	
R5. 8. 21	8-18		7,128	768,967	視察時土産代	①	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R5.8.21	8-19		64,383	704,584	レンタカー代	①	
R5.8.21	8-20		900	703,684	駐車場代	①	
R5.8.21	8-21		10,600	693,084	駐車場代	①	
R5.8.21	8-22		5,340	687,744	高速代	①	
R5.8.21	8-23		1,620	686,124	高速代	①	
R5.8.21	8-24		7,490	678,634	高速代	①	
R5.8.21	8-25		1,040	677,594	高速代	①	
R5.8.22	8-26		160	677,434	駐車場代	⑦	
R5.8.30	8-27		176	677,258	事務所備品代	⑨	
月 計			259,481				
累 計		1,350,000	672,742	677,258			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R5.9.4	9-1		78,136	599,122	事務所10月分賃料	⑨	
R5.9.21	9-2		3,181	595,941	事務所電気代	⑨	
R5.9.21	9-3		2,567	593,374	携帯電話代	⑨	
R5.9.21	9-4		3,763	589,611	新聞購読代	⑥	
R5.9.21	9-5		4,592	585,019	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R5.9.21	9-6		4,275	580,744	ガソリン代	①	
R5.9.21	9-7		1,230	579,514	高速代	①	
R5.9.21	9-8		2,410	577,104	高速代	①	
R5.9.21	9-9		9,150	567,954	高速代	①	
R5.9.21	9-10		1,230	566,724	高速代	①	
R5.9.25	9-11		440	566,284	駐車場代	⑦	
月 計			110,974				
累 計		1,350,000	783,716	566,284			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R5. 10. 3	10-1		78,136	488,148	事務所 1 1 月分賃料	⑨	
R5. 10. 10		810,000		1,298,148	政務活動費 1 0 ～ 1 2 月分受入		
R5. 10. 23	10-2		3,040	1,295,108	事務所電気代	⑨	
R5. 10. 23	10-3		2,585	1,292,523	携帯電話代	⑨	
R5. 10. 23	10-4		3,763	1,288,760	新聞購読代	⑥	
R5. 10. 23	10-5		4,578	1,284,182	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R5. 10. 23	10-6		4,174	1,280,008	ガソリン代	①	
R5. 10. 23	10-7		9,640	1,270,368	航空券代	①	
R5. 10. 23	10-8		34,320	1,236,048	航空券代	①	
R5. 10. 23	10-9		34,320	1,201,728	航空券代	①	
R5. 10. 23	10-10		16,090	1,185,638	航空券代	①	
R5. 10. 23	10-11		12,529	1,173,109	レンタカー代	①	
R5. 10. 24	10-12		160	1,172,949	駐車場代	⑦	
月 計		810,000	203,335				
累 計		2,160,000	987,051	1,172,949			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R5. 11. 8	11-1		78,136	1,094,813	事務所12月分賃料	⑨	
R5. 11. 9	11-2		150	1,094,663	高速代	①	
R5. 11. 21	11-3		3,054	1,091,609	事務所電気代	⑨	
R5. 11. 21	11-4		2,591	1,089,018	携帯電話代	⑨	
R5. 11. 21	11-5		3,763	1,085,255	新聞購読代	⑥	
R5. 11. 21	11-6		4,578	1,080,677	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R5. 11. 21	11-7		3,986	1,076,691	ガソリン代	①	
R5. 11. 21	11-8		5,830	1,070,861	書籍購入代	⑥	
R5. 11. 21	11-9		6,350	1,064,511	宿泊代	①	
R5. 11. 21	11-10		3,070	1,061,441	視察土産代	①	
R5. 11. 21	11-11		820	1,060,621	高速代	①	
R5. 11. 21	11-12		14,640	1,045,981	航空券代	①	
R5. 11. 21	11-13		1,800	1,044,181	ガソリン代	①	
R5. 11. 21	11-14		16,181	1,028,000	レンタカー代	①	
R5. 11. 21	11-15		25,340	1,002,660	航空券代	①	
R5. 11. 21	11-16		4,600	998,060	駐車場代	①	
R5. 11. 22	11-17		440	997,620	駐車場代	⑦	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
月計			175,329				
累計		2,160,000	1,162,380	997,620			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R5. 12. 12	12-1		78, 136	919, 484	事務所 1 月分賃料	⑨	
R5. 12. 21	12-2		160	919, 324	駐車場代	⑦	
R5. 12. 21	12-3		3, 101	916, 223	事務所電気代	⑨	
R5. 12. 21	12-4		2, 596	913, 627	携帯電話代	⑨	
R5. 12. 21	12-5		3, 763	909, 864	新聞購読代	⑥	
R5. 12. 21	12-6		4, 578	905, 286	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R5. 12. 21	12-7		3, 024	902, 262	ガソリン代	①	
R5. 12. 21	12-8		3, 039	899, 223	ガソリン代	①	
R5. 12. 21	12-9		820	898, 403	高速代	①	
R5. 12. 21	12-10		3, 070	895, 333	視察土産代	①	
R5. 12. 21	12-11		1, 230	894, 103	高速代	①	
R5. 12. 21	12-12		1, 920	892, 183	高速代	①	
R5. 12. 21	12-13		8, 800	883, 383	宿泊代	①	
R5. 12. 21	12-14		2, 460	880, 923	高速代	①	
R5. 12. 21	12-15		2, 049	878, 874	ガソリン代	①	
R5. 12. 21	12-16		4, 300	874, 574	駐車場代	①	
R5. 12. 21	12-17		1, 210	873, 364	高速代	①	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

[illegible]

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R6. 1. 9	1-1		78,136	795,228	事務所2月分賃料	⑨	
R6. 1. 10		810,000		1,605,228	政務活動費1～3月分受入		
R6. 1. 10	1-2		440	1,604,788	駐車場代	⑦	
R6. 1. 10	1-3		279,598	1,325,190	議会レポート印刷代	⑦	
R6. 1. 16	1-4		3,198	1,321,992	事務所備品代	⑨	
R6. 1. 17	1-5		200	1,321,792	駐車場代	①	
R6. 1. 18	1-6		2,000	1,319,792	行政視察負担金	①	
R6. 1. 22	1-7		1,000	1,318,792	駐車場代	①	
R6. 1. 22	1-8		440	1,318,352	駐車場代	⑦	
R6. 1. 22	1-9		3,256	1,315,096	事務所電気代	⑨	
R6. 1. 22	1-10		2,564	1,312,532	携帯電話代	⑨	
R6. 1. 22	1-11		3,763	1,308,769	新聞購読代	⑥	
R6. 1. 22	1-12		4,606	1,304,163	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R6. 1. 22	1-13		3,764	1,300,399	ガソリン代	①	
R6. 1. 22	1-14		1,168	1,299,231	事務所備品代	⑨	
R6. 1. 23	1-15		160	1,299,071	駐車場代	⑦	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
月計		810,000	384,293				
累計		2,970,000	1,670,929	1,299,071			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内 容	項目	その 他
R6. 2. 1	2-1		78,136	1,220,935	事務所3月分賃料	⑨	
R6. 2. 1	2-2		1,595	1,219,340	議会レポートポスティング代	⑦	
R6. 2. 19	2-3		188,430	1,030,910	議会レポートポスティング代	⑦	
R6. 2. 21	2-4		3,181	1,027,729	事務所電気代	⑨	
R6. 2. 21	2-5		2,564	1,025,165	携帯電話代	⑨	
R6. 2. 21	2-6		3,763	1,021,402	新聞購読代	⑥	
R6. 2. 21	2-7		4,648	1,016,754	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R6. 2. 21	2-8		3,945	1,012,809	ガソリン代	①	
R6. 2. 21	2-9		3,717	1,009,092	ガソリン代	①	
R6. 2. 21	2-10		4,411	1,004,681	ガソリン代	①	
R6. 2. 21	2-11		6,140	998,541	視察土産代	①	
R6. 2. 21	2-12		7,600	990,941	宿泊代	①	
R6. 2. 21	2-13		79,205	911,736	議会レポート郵送代	⑦	
R6. 2. 22	2-14		160	911,576	駐車場代	⑦	
月 計			387,495				
累 計		2,970,000	2,058,424	911,576			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R6.3.1	3-1		78,136	833,440	事務所4月分賃料	⑨	
R6.3.1	3-2		89,430	744,010	議会レポートポスティング代	⑦	
R6.3.6	3-3		83,930	660,080	封筒印刷代	⑦	
R6.3.21	3-4		3,366	656,714	事務所電気代	⑨	
R6.3.21	3-5		2,572	654,142	携帯電話代	⑨	
R6.3.21	3-6		3,763	650,379	新聞購読代	⑥	
R6.3.21	3-7		4,592	645,787	事務所電話代・インターネット接続代	⑨	
R6.3.21	3-8		3,774	642,013	ガソリン代	①	
R6.3.21	3-9		53,570	588,443	書籍購入代	⑥	
R6.3.21	3-10		10,945	577,498	書籍購入代	⑥	
R6.3.21	3-11		46,277	531,221	書籍購入代	⑥	
R6.3.21	3-12		12,188	519,033	書籍購入代	⑥	
R6.3.21	3-13		39,765	479,268	書籍購入代	⑥	
R6.3.21	3-14		14,114	465,154	備品購入代	⑨	
R6.3.21	3-15		1,040	464,114	高速代	①	
R6.3.21	3-16		5,610	458,504	高速代	①	
R6.3.21	3-17		1,500	457,004	高速代	①	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名
大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内 容	項目	その 他
R6. 3. 21	3-18		4,440	452,564	高速代	①	
R6. 3. 21	3-19		1,040	451,524	高速代	①	
R6. 3. 21	3-20		100	451,424	高速代	①	
R6. 3. 21	3-21		700	450,724	高速代	①	
R6. 3. 27	3-22		278,630	172,094	議会レポート印刷代	⑦	
R6. 3. 29	3-23		89,430	82,664	議会レポートポスティング代	⑦	
R6. 3. 29	3-24		41,107	41,557	書籍購入代	⑥	
R6. 3. 29	3-25		22,330	19,227	書籍購入代	⑥	
月 計			892,349				
累 計		2,970,000	2,950,773	19,227			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 伊豆丸精二

管理責任者 (議員名)	伊豆丸 精二		
事務所名	堺市議会議員伊豆丸精二事務所		
所在地	〒590-0106 堺市南区豊田1224-1 泉北サンシャインビル202 TEL 072 (289) 5858		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所（賃貸借契約先 株式会社豊翔）		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等（関係団体）	
延べ面積	36.37 m ²	賃借料	月額 91,070 円 (政務活動費充当額 72,856 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 29.096 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 80 % ☒ 水道代・・・ 80 % ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・ 80 % ☒ その他（共用廊下部分共益費・事務所備品代、携帯電話代、プリンター インク代・事務所電話代・インターネット接続代）・・・ 80 %	
		駐車場 賃借料	月額 6,600 円 (政務活動費充当額 5,280 円)
	【所在地】 堺市南区豊田1225-7		
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他（ ） ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

賃貸借契約証書

泉北サンシャインビル 202 号

堺市市議会議員

伊豆丸 精二 様

スター不動産株式会社

建物賃貸借契約書

名 称	泉北サンシャインビル					
所 在 地	大阪府堺市南区豊田1224-1					
構 造	鉄骨ALC		造	3 階建		2 階部分
住 戸 番 号	202 号室					
契 約 期 間	平成30年11月1日		～	平成32年10月31日		2 年間
敷 金	金		0	円也		
リフォーム代	金			円也		(税別)
家 賃	金		73,700	円也 (月額)		(税別)
共 益 費	金		10,000	円也 (月額)		(税込)
温水器電気代	金		実費	円也 (月額)		
自治会費等	金		0	円也 (月額)		
支 払 方 法	■振込					
	金融機関名	三井住友		銀行	泉北とが	支店
	普通口座	口座番号		No.		
	口座名義人	カ)ハウショウ				
賃 貸 人	株式会社 豊翔					
賃 借 人	堺市市議会議員 伊豆丸精二					
付帯設備 又は備品	壁	クロス貼り	備品1		備品5	
	床	Pタイル貼り	備品2		備品6	
	天井	クロス貼り	備品3		備品7	
	照明器具	有り	備品4		備品8	
(鍵 番 号) メーカー名 No. , ()本						
上記 鍵を受領しました 氏 名 ⑩						
特 記 事 項						

標記賃貸人(以下甲という)と同賃借人(以下乙という)とは、標記の建物及び附帯する設備(以下本物件という)の賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

第1条 (使用目的の制限)

- 乙は本物件を 事務所 として使用する。
2. 乙は甲の書面による承諾得ずして賃貸物件を前項以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借期間は標記のとおりとし、甲及び乙の双方が異議なき場合、同一期間の自動更新とする。

第3条 (家賃及び共益費)

1. 乙は、家賃及び共益費を、甲に対して標記のとおり支払うものとする。尚、支払いにかかる振込・口座振替等の手数料は乙の負担とする。
2. 本契約が月の途中で締結されたときの家賃及び共益費等は、締結月の実日数による日割計算とし本契約が月の途中で終了したときは日割計算せず終了月分全額を支払う。
3. 家賃及び共益費等は、租税、その他の負担の増加、諸物価の上昇、その他の経済事情の変動、近隣比較等から不当となった場合、甲はこれらを改定することができるものとする。
4. 乙は、家賃及び共益費等の支払いを遅延したときは、支払期限の翌日から支払済みに至るまで、年14.5%(1年365日)の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第4条 (保証金・敷金・礼金)

1. 乙は甲に対し、本契約の締結時に標記の保証金、敷金を預託するものとする。
2. 保証金、敷金には利息を附さず、本契約が終了し、乙が本物件の明渡し、その他この契約による債務の履行を完了した後、1ヶ月以内に甲より乙に返還する。尚、返還にかかる費用は乙の負担とする。※保証金は、解約引がある場合、標記金額を差し引いた残金を甲より乙に返還する。
3. 乙に、本契約による債務の不履行があるときは、甲は何時でも保証金、敷金を第2項の返還金額の範囲内でその弁済に充当することができる。但し、乙よりこの充当を請求できない。
4. 保証金・敷金の返還請求権を他に譲渡し、又は担保として提供することはできない。
これに基づき、甲は乙の代理人による保証金返還請求があっても支払を拒否する事が出来る。
5. 乙はこの契約の締結時に表記の礼金を甲に支払い、甲は、契約締結後においては理由の如何を問わず礼金を返還しない。
6. 礼金は賃貸借契約の借主となる為の対価として授受される。

第5条 (公共料金等の負担)

乙は、本物件の使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の料金を賃料、共益費とは別に支払うものとする。

第6条 (注意義務)

1. 乙は又は乙の使用人、善良な管理者の注意をもって本物件を使用しなければならない。
2. 乙は、本物件で次の行為をしてはならない。
① 鉄砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造、または保管。
② 配水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物品を流すこと。
③ 大音量、高音を発してのテレビ・ラジオ・ステレオの操作、楽器演奏、カラオケ等。
④ 騒音、悪臭の発生、その他環境、公衆衛生を害する行為。
⑤ 鍵、錠の改変または追加等により、本物件の管理業務に支障を及ぼす行為。
⑥ 公序良俗に反する行為。本物件に損害を与える行為。
⑦ 階段、廊下等の共用部分に物品類を置くこと。

- ⑨ 動物の飼育、または一時的持込み。
⑩ 大型の金庫、ピアノその他重量物の搬入、または備え付け。

第7条 (賃借権の譲渡及び転貸の禁止)

1. 乙は、本物件の全部、または一部につき、たとえ一時的にせよ、賃借権の譲渡、転貸もしくは、使用賃借その他名目の如何を問わず、第三者に使用、管理させてはならない。営業権譲渡、合併その他による包括継承の場合も同様である。
2. 乙は、本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第8条 (暴力団、政治団体等の制限)

1. 乙または同居者が、次の各号に該当すると甲において認めた場合、甲は何等催告を要せず直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを請求することができるものとし、乙はこの請求に応じなければならない。
① 覚せい剤等麻薬類の使用・密売・賭博、売春等あらゆる犯罪の供用場所としたとき、及び甲がそれに相当すると認めたとき。
② 暴力団、政治団体等の事務所等として使用したとき、または看板、代紋等の表示をしたとき。
③ 本物件及び本物件周辺において、一見して暴力団、政治団体等関係者と認められるような服装・態度等で徘徊、若しくは放歌高吟すること等により、近隣住民等に不安を抱かせる行為をしたとき。

第9条 (身分等の変更の通知)

乙においてその住所、商号、営業目的、その他身分上に変更があったときは、乙は、遅滞なく甲に通知するものとする。

第10条 (修理等費用の負担)

1. 本物件が乙又は乙の使用人の責任に帰さない損耗により、その建物の躯体の使用に支障が生じたときに限り、甲がその義務を負う。
2. 乙又は乙の使用人の責任に基づく事由により本物件が損傷・毀損したときは、乙がその修理の義務を負う。この場合、乙は甲の指示によりこれを修理するか、またはこれによって生じた損害を甲に賠償する。

第11条 (損害賠償)

1. 乙又は乙の使用人が善良な管理者の注意義務に違反して、本物件に損傷を与えたときは、乙は、甲の受けた損害を賠償する。
2. 甲・乙いずれの責任にも帰すことのできない事由によって生じた本物件の損害については、その賠償の責に任ずる者を甲・乙協議の上定めるものとする。

第12条 (立入)

甲は、本物件の維持、修理、防犯等のために必要あるときは、これに立入ることができる。この場合予め乙の承諾を受けるものとする。但し、緊急のときはこの限りではないが、甲は後日その旨を通知するものとする。

第13条 (甲の免責事項)

1. 次に掲げる乙の損害に対して、甲は責任を負わない。又、乙はその損害を理由に家賃等甲に対する一切の債務の減額あるいは履行の延期を請求できない。
2. 盗難・火災・天災(地震・落雷・風水害等)及び戦争・暴動・爆発・放射能汚染・自然発火・法規制等に基づく一切の損害。
3. 他の賃借人の責に於いて発生した一切の損害。
4. 本件建物設備効果の善悪、操作運転中の事故並びに故障・修理等に起因する一切の損害。
5. 甲が行う本件建物及び諸設備の改修工事、又はそれに伴う運転停止等に起因する一切の損害。

第14条 (解約)

1. 乙が本契約を解約するときは、遅くとも 1 ヶ月前の予告をもって、その旨を書面により甲に申し入れる。
2. 前項の申入れの撤回、取消しはできない。
3. 乙の解約申入れが第1項の予告期間に不足するときは、乙は、その申入れ日の 1 ヶ月後の末日までの賃料、共益費を支払う。
4. 甲が本契約を解約するときは、6ヶ月以前の予告をもって、その旨を書面により乙に申し入れる。

第15条 (契約の解除)

1. 乙が下記の一つでも該当する事実があったとき、甲は、何等催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。この場合、乙は、何等異議なく本物件を甲に明渡さなければならない。又、これにより生ずる甲の損害を乙は賠償しなければならない。
 - ①賃料の支払いを1ヶ月分以上遅延したとき。
 - ②賃料等の支払いを再三遅延するなど、甲、乙の信頼関係が著しく害されたとき。
 - ③入居申込書、本契約書等に事実でない記載があったと判明したとき。
 - ④故意または、過失により、本物件を毀損したとき。
 - ⑤敷金をもって賃料等その他、乙が甲に対して、有する一切の債務に充当することを甲に請求したとき。
 - ⑥乙または、連帯保証人が仮差押え、仮処分、強制執行または、競売の申し立てを受けたとき。
 - ⑦乙または、連帯保証人に破産、民事再生法、会社更生法の申請、または、会社整理手続き開始の申し立てがあったとき。
 - ⑧乙において保佐開始、後見開始の各審判があったとき。
 - ⑨本契約の各条の一つでも違反したとき。
 - ⑩甲は乙が所在不明のため本条項1項から9項の事由に基づく契約の解除の意思表示が出来ないときは当然契約は解除されたものとし、乙は甲が本物件に立ち入り使用する事、若しくは第三者に賃貸しても何等異議無いものとする。この場合本物件内に乙の残存物、遺留品がある場合は第20条1項から4項の処置をとり、処分しても何等異議無いものとする。

第16条 (本物件の現状変更)

1. 乙が諸造作、設備の新設、付加除去、改造又は取り壊しを行い、その他本物件の現状を変更する場合、若しくは本物件内に重量物を搬入し又はその内部、周囲に看板、掲示板、広告標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければ着手できないものとし、これに関する一切の費用は乙の負担とする。さらに工事中に於いては他の賃借人に迷惑を及ぼさないように、乙は工事施工者に厳守させなければならない。万一他の賃借人との間に紛争等が生じた場合は乙が責任をもって解決する事。

第17条 (乙の管理責任)

1. 乙は本物件及び付属物件を善良なる管理者の注意をもって乙の費用で維持管理するとともに、環境の浄化・各種防災等に万全を図らなければならない。
2. 本物件に乙が新たに鍵を設置するときは、甲の承諾を受けた後乙の費用に於いて行い、その合鍵を甲に預ける事。又本物件の鍵を紛失したときは甲にその旨を通知し、甲の指示に従う事。
3. 本物件に対し、乙の費用にて火災保険・店舗休業保険・盗難保険等に参加する事。

第18条 (明け渡し)

本契約終了と同時に乙は本契約書の返還と次の各項の定めに従い本物件を明け渡す。

1. 乙は乙の費用により新設、付加した諸造作、設備、什器、商品その他一切の買取り請求を乙は甲にしない。
2. 乙の故意又は過失により破損した部分がある時、乙はこれを修理するか若しくは損害を賠償しなければならない。
3. 本契約終了日までに明け渡し完了しない場合は、契約終了日より明け渡し完了日までの期間について家賃等及び甲に損害ある場合は損害金を合わせて乙は甲に支払わなければならない。又甲が明け渡し訴訟等を提起したときは甲が支出した弁護士費用を含む一切の訴訟費用及び明け渡し費用の全額を乙が負担する。
4. 本契約終了日以降、本物件内に乙の残存物・遺留品がある場合、乙は一切の権利を放棄し、甲は任意に乙の費用をもってこれを処分しても意義無いものとする。

第19条 (契約の消滅)

天災、地変、土地収用その他甲の責に帰さない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったときは、本契約は当然に消滅するものとする。

(明渡し、原状回復)

1. 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を乙の費用で賃借時の原状に復し、甲に明渡すものとする。
2. 乙は甲に対し、前項の明渡しに際して、本物件の鍵全部を返還し、明渡し当日までの第6条の諸料金の支払を完了したうえ、その領収書を提示する。乙がこの返還及び提示をしないときは、甲は敷金の返還を留保することができる。
3. 乙の明渡しが遅延したときは、乙は遅延期間中の賃料、共益費の3倍相当の明渡し遅延損害金を支払う。
4. 乙の明渡し遅延により甲が前項の他に損害を受けたときは、乙はその損害も併せて賠償するものとする。
5. 乙は、本物件の明渡しに際して、甲に対し、造作買取、必要費・有益費等、その他名目の如何にかかわらず、一切の請求をすることはできない。(乙の残存物について)

本契約の解約、解除、消滅等による終了時、本物件に残存物があるとき、甲は、乙がそれら全ての所有権等を放棄したものとみなし、任意に処分することができる。また、乙並びに連帯保証人はこれに要した費用を甲に支払わなければならない。

第20条 (連帯保証)

1. 連帯保証人(以下丙という)は、本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を、乙と連帯して負担しなければならない。
2. 丙は、本契約が終了し本物件が完全に明渡されるまで、連帯保証の責を逃れることができない。
3. 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があったときは、速やかに甲に通知するものとする。
4. 乙は、丙が死亡・被保人・成年被後見人・無資力または、所在不明等の事由により連帯保証の責を果たし得ない状況になった場合には、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。またこの場合、乙は速やかに甲の承諾を得て連帯保証人を追加または変更するものとする。

第21条 (乙から連帯保証人への委任)

1. 乙は、丙に対し、次の各号の何れかに該当した場合に限り、本契約を解除する権限ならびに解除に伴う本物件の明渡し、及びこれに関する一切の権限を委任するものとする。乙は、丙が委任された権限を行使したことに付き、丙・甲または関係者に対して、不服の申し立てまたは損害賠償その他の請求をしないものとする。
 - ①乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上怠り、または再三遅延し、甲の催促によってもその支払いをしないとき。
 - ②乙が甲への届出をせずに、所在不明のまま1ヶ月以上を経過したとき。
 - ③乙が死亡または破産その他の事由により、本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
2. 乙は、本契約の存続する限り、前項の委任を解約することはできない。

第22条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規及び慣習に従い甲、乙誠意をもって、協議の上解決にあたるものとする。

第23条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争について、訴訟を提起する必要がある場合、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに、甲、乙及び丙は合意するものとする。

特約事項

平成 30 年 11 月 / 日

後記契約の証として本契約書2通を作成し、賃貸人、賃借人記名押印の上、各自1通を保有する。

大阪府堺市南区豊田1224番地1

株式会社 豊 翔

賃貸人 (甲) 住 所

氏 名

代表取締役

吉田 勲

TEL

TEL 072-292-3080

賃借人 (乙) 住 所

氏 名

伊豆丸 精二

勤 務 先

堺市議会

TEL

勤務先住所

堺市堺区南瓦町3番1号

連帯保証人 (丙) 住 所

氏 名

勤 務 先

賃借人(乙)との関係

TEL

TEL

印 実印

仲介業者

免 許 番 号

事務所所在地

商 号

電 話 番 号

登 録 番 号

氏 名

氏 名

免 許 番 号

事務所所在地

商 号

代表者氏名

登 録 番 号

氏 名

氏 名

宅 地 建 物

取引主任者

担 当 者

仲介業者

宅 地 建 物

取引主任者

担 当 者

駐車場賃貸借契約書

株式会社 豊 翔

貸主

堺市市議会議員

と借主

伊豆丸 米青二

は末尾表示物件（以下本物件という）

について双方合意のうえ下記条項のとおり賃貸借契約を締結する。

- 第1条 借主は本物件を駐車場として使用の目的をもって借り受ける。
- 第2条 賃貸借の期間は平成30年 11月 1日より平成 年 月 日までの1年間とする。
2 貸主及び借主は協議のうえ本契約を更新することができる。
- 第3条 賃料は月額 6,000 / 円也（消費税別途）とし、当月分を前月末までに貸主の指定する方法で貸主に支払うものとする。
2 1ヶ月未満の日数に対するものは日割り計算による。
3 本物件に対する租税公課の増減・土地の価格の上昇もしくは低下その他の経済事情の変動により、貸主および借主は相手方に対し賃料の増減を請求できるものとする。
- 第4条 本契約締結に際し、借主は保証金として金 無 円也を貸主に預託するものとし、保証金に対しては利息をつけない。
- 第5条 借主は本物件につき、転貸、賃借権の譲渡をしてはならない。
- 第6条 借主が本物件の条項の一に違背したとき、貸主は催告なくして本契約を解除することができる。
- 第7条 借主は本契約終了のとき、本物件を原状に回復して直ちに貸主に明け渡さなければならない。
2 貸主は前項明け渡しを受けた後、保証金を借主に返還するものとする。
- 第8条 この契約に定めのない事項について当事者は、関係法規ならびに慣習に従い、誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

物件の表示
所在地

馬場 NO.
豊田 1225-7



本契約を証するため本証書式通を作成し、貸主、借主双方署名捺印し、各自壹通を保有する。

平成 30 年 11 月 1 日

貸主 住所

名前

株式会社 豊 翔
堺市南区豊田 1224-1
TEL 072-292-3080



借主 住所

名前

堺市

伊豆丸 米青二



出張報告書

令和5年8月31日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 富山県における『富山県富岩運河環水公園』
富山市役所における『富山市立図書館（TOYAMA キラリ）』
石川県における『石川県立図書館』
について調査したもの。

2. 期間 令和5年7月10日（月）～11日（火）

3. 日程等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	7月10日（月）	10:00～11:30	富山県（富山県富岩運河環水公園）
②	7月10日（月）	14:00～16:00	富山県富山市（富山市立図書館 TOYAMA キラリ）
③	7月11日（火）	10:00～12:00	石川県金沢市（石川県立図書館）

4. 面談者

富山県土木部都市計画課 区画整理・公園係 主任

公益財団法人 富山県民福祉公園 公園管理課 主任

富山市教育委員会 富山市立図書館 副館長

石川県立図書館 経営管理課 課長

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって～堺市の現状認識～

(1) 堺市における水辺空間の創出について

堺市では、堺グランドデザイン 2040 を策定し、その中で水辺空間（ベイエリア）の賑わいに向けた創出を掲げ、堺旧港や環濠エリアの再生を進めている。大阪府との連携もしながらベイエリアの再開発に向けた取組を進めているが、いまだ目に見える効果は表れていない、と言わざるを得ない。特に、環濠エリアの再生は竹山市政時代からその必要性が指摘されてきた。他市での成功事例を想定した賑わいの創出を目指しているが、周辺住民の理解や機運醸成はいまだ十分とは言えず、そもそも、水辺空間の賑わいを実現するポテンシャルが環濠エリアにあるのか、という冷静な視点が必要である。このような視点を踏まえ、市民に親しまれており、観光客の誘客にも成功している富岩運河環水公園が賑わい創出の拠点となっているその要因について行政視察を実施したものである。

(2) 堺市における図書館行政について

堺市議会議員として、これまで先進的な取組を行っている全国各地の図書館の視察を実施してきた（令和元年8月1日『せんだいメディアテーク』・令和4年1月19日『札幌市図書・情報館』・令和4年7月12日『栃木県那須塩原市図書館みるる』）。重点的に図書館を視察対象としてきた背景には、「時代の流れに応じた図書館行政の展開が、まちづくりの核・拠点となりうる」との考えからである。

しかしながら、本市における図書館行政の課題は全く改善・変化しておらず、当時指摘した課題がいまだ根強く存在している。したがって、出張報告書作成にあたっては、令和4年1月19日に実施した『札幌図書・情報館』の出張報告書（令和4年3月28日付）で記載した本市図書館行政にかかる課題の一部を抜粋、再掲することとする。

【抜粋】

堺市における図書館行政の課題として、①利用者層が限定的であること、②民間事業者を含めた幅広いノウハウの活用に消極的であること、③今後、十数年後に建物の老朽化を迎えること、という三点を挙げるができる。

一つ目の課題として、図書館は市民が等しく納めた税金によって運営される社会教育施設であるにもかかわらず、平成29年11月に堺市民を対象とした中央図書館基本構想基礎調査を読み解くと、利用者層は固定化し、市民の約半数しか利用していないという実態がある。また、毎週月曜日が休館日となっており、一般的に月曜日が休みである美容師など特定の方々が利用できない施設運営が行われている。このことは、社会教育施設としての使命を果たしているとは言えない。

二つ目の課題の前提として、堺市が重きを置く図書サービスと利用者ニーズの齟齬を踏まえる必要がある。これまで堺市として重きを置いてきた図書館機能として、図書館が有する知の拠点を前提とした「司書」「レファレンス機能」がある。しかしながら、図書館法が制定された当時と現在では、利用者のニーズに大きな乖離がみられる。利用者のニーズが多様化した時代に、どの程度知の拠点なる定義があてはまるのか、利用者が

どの程度レファレンス機能を活用しているのか、これらの点を明らかにする必要がある。かかるサービスとニーズの乖離を解消するためには、これまでの運営方法をゼロベースで見直すことが欠かせない。その際には、行政組織だけでサービスのあり方を検討するのではなく、民間事業者をはじめとした様々な機関への働きかけを行うことが必要である。時代の流れに応じた図書館像を見直すためにも、端から「民間活用を進めると、図書館としての知の拠点が損なわれる」といった、抽象的な批判に終始するのではなく、これまで図書館を利用していなかった層をいかにして取り込んでいくか、そのためには何をかえていくべきなのか、という柔軟な考え方が必要である。

三つ目の課題として、堺市立中央図書館は建設後 50 年を経過し、老朽化が進んでいる。長寿命化を図ったとしても、今後十数年で建替え更新を迎えることとなる。来年度には、永藤市長が中央図書館の基本構想を示す予定であるが、その際には、今後のニーズを正確に把握し、かかるニーズを施設設計に反映させることが必要である。

2. 『富山県富岩運河環水公園』について

(1) 公園概要

富山県富岩運河環水公園は、県立の都市公園として 1997 年 7 月一部開園、2011 年 3 月前面開園した。「富岩」という名称は、岩瀬の『岩』と富山の『富』をとって名付けられた。後述する『とやま都市 MIRAI 計画』のシンボルゾーンとして、水辺空間の豊かさを生かしながら整備された約 9.8ha の親水文化公園である。富山の自然と富岩運河の歴史を生かしたこの空間は市民の憩いの場となっており、2013 年 10 月 30 日付都市公園コンクール（設計部門）国土交通大臣賞を受賞している。

公園内には、橋長 58m、塔高 20.4m の天門橋（1999 年 11 月供用開始、夜間にはライトアップが行われる）、世界一美しいといわれたスターバックスコーヒー富山環水公園店（2008 年 9 月オープン）、富岩水上ラインの船着場（2009 年 7 月就航）、フレンチレストラン『ラ・シャンス』（2011 年 4 月オープン）、富山県美術館（2017 年 8 月 26 日オープン、屋上庭園にデザイン性の高い遊具を配置）、国登録有形文化財の牛島閘門、野外劇場、野鳥観察舎などの施設が立ち並ぶ。水辺空間の魅力を生かして、毎月第 3 日曜日には環水公園の日としてカヌー体験の実施や野外劇場で様々なイベントが開催されている。公園内の展望塔からは、剣岳、薬師岳、立山（三峰：富士ノ折立、大汝山、雄山）連峰を望むことができる。公園の賑わい創出として、泉と滝の広場におけるライトアップ、天門橋での赤い糸電話、季節に応じたライトアップ、夏祭りでは打ち上げ花火も行われる。

(2) 歴史的経緯

江戸時代、富山市中心部は富山城を中心に城下町として栄えていた。約 150 年前の明治初期から約 90 年前の昭和初期にかけて、大雨のたびに洪水・浸水被害が発生していた。そこで、1930 年、県が神通川の直線化工事を実施、1935 年完成した。これによって、洪水・浸水被害は大幅に減少したものの、川が直線化したことによって、川の流れが速くなったこと、岩瀬港で土砂崩れが発生し船が立往生する事態が生じ、廃川地が街

を分断してしまったなどの課題が顕在化した。

1960年代になると、物流の中心が船からトラックへと移行したため、運河自体が廃れていった。その際、運河を埋め立てて、道路整備の計画案が持ち上がったが、計画の実施はされなかった。その後、1980年代、これまでの埋め立て計画を見直すとともに、まちなかの貴重な水辺として保存・再生する方針へと転換された。水辺の保存・再生にあたって、富山駅北の国鉄用地が処分され、駅北（運河側）の開発が遅れていることが課題となった。かかる課題を解決するために、1989年（平成元年）『とやま都市 MIRAI 計画』が策定され、①鉄道跡地や運河船だまり等の遊休地を有効活用すること、②民間活力を積極的に活用しながら、高度で良質な就業環境などを備えた「ビジネスパーク」の建設が示された。さらに、2015年北陸新幹線の開業、2020年路面電車南北接続などが実施され、着実に活性化が図られている。

（3）課題等

前面開園から10年以上が経過し、富山県内だけではなく、近隣県からも多くの来園者がみられ、当初目的とした水辺空間を生かしたまちづくりは一定の成果を上げている。しかしながら、公園内やその周辺に立地する駐車場は無料であるため、公園利用者以外の目的外駐車が目立ち、公園利用者による利用ができない事態が生じている。この点、「駐車場有料化」の提案を行ったところ、富山県民の感覚として、駐車場に料金を払うという文化・考えがないため、地元民の抵抗が強く、有料化導入に躊躇しているとのことであった。

3. 富山市立図書館『TOYAMA キラリ』について

（1）富山市立図書館の概要

旧本館は、昭和45年、富山市丸の内に開館、市立公民館内に分館を順次設け、サービス網を広げてきた。平成17年の7市町村合併時には、合併前の町村立図書館であった地域館6館が加わり、平成20年にとやま駅南図書館を、平成25年にこども図書館を、ともに富山駅前 CiC ビル内に開館し、現在25館で運営されている。富山市立図書館『TOYAMA キラリ』は、中央館として、全館の配置資料を選定・収集し、配架・除籍等を管理するとともに、それぞれの館の特性に応じた運営指導や各種事業の企画に努め、全館のサービス向上を担っている。

（2）『TOYAMA キラリ』の施設概要

富山市立図書館旧本館は、昭和45年に開館したが、建物の老朽化が進んだことから、2009年～中心市街地での新図書館本館の整備検討を開始する。翌2010年、富山市が中心市街地のシンボルであった老舗デパート（大和富山店）跡地での再開発事業により、図書館本館、ガラス美術館の整備を表明する。同年、西町南地区の公益施設整備に関する基本構想を策定し、図書館本館とガラス美術館を複合的に整備し、文化や情報など豊かな知的資源を享受できる環境としての相乗効果の創出を目指す。2013年5月、再開発ビルの起工、2014年10月、ビルの愛称が『TOYAMA キラリ』に決定する。2015年8月、富山市立図書館本館、富山市ガラス美術館がオープンする。

1 階～6 階に富山市立図書館と富山市ガラス美術館を整備し、1 階と 7～9 階に富山第一銀行が入居する複合ビルとなっている。図書館と美術館を階ごとに積み重ねるのではなく、吹き抜けを挟んで北側に図書館を、南側に美術館を配置している。

建物は、建築家の隈研吾氏による設計である。建物の特徴として、ガラス美術館との複合施設であることを考慮して、特色ある空間整備として、外観は「硬さ」を表し、立山連峰をイメージしてアルミ・御影石・ガラスを使用している。一方、内装は「やわらかさ」を表し、開放的な斜めの吹き抜けや富山産建材使用し、山を登るイメージとした。館内は、下から見上げると、吹き抜けは立体的に螺旋を描き、トップライトからの光に溢れ、樹木が林立した山のような生命感を感じさせる作りとなっている。

各フロアにおける図書展示スペースには、杉材のルーバーの活用や、壁・天井には、県産材の杉材を使用するなど木のぬくもりを感じる作りとなっている。

休館日は年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）、毎月第一水曜日（祝日の場合は翌日）。開館時間は平日、日曜日は 19 時閉館、金曜・土曜日は 20 時閉館。新聞・雑誌は 7 時～20 時まで提供している。蔵書数は、開架図書約 14 万冊、閉架図書約 31 万冊の計 45 万冊。日本全国どこからでも借りることができ、返却も郵送での対応が可能となっている。

建物の建設費は約 183 億円、うち図書館は約 46 億円（国の補助が 3 割、残りは市債で対応）。図書館運営にかかるシステム関連費約 49 億円。

運営方法は窓口のみ委託しており、選書やイベントの運営は直営で実施している。

（3）各フロア

① 1 階：情報コーナー

朝 7 時～20 時まで運営する「情報コーナー」を設け、新聞や雑誌を読むことができる。

② 3 階：児童図書フロア

子ども読書活動の拠点として、絵本や物語、知識の本、紙芝居等約 3 万冊の児童図書を配置している。レファレンスサービスの充実として、読書相談窓口も設置している。ふれあいルームでは、図書館利用指導や読み聞かせ、ボードゲームで遊ぶイベントなど、子供の利用を促進する取組も実施している。

③ 4 階：一般図書フロア

小説、エッセイ、趣味や暮らしに役立つ本等一般図書約 8 万冊を配置している。このフロアには、隠れ家的な壁内席など温かみのある木の閲覧席約 160 席を設け、自由な読書空間を演出している。

④ 5 階：参考図書フロア

辞典・統計書などの参考図書や郷土に関する資料約 3 万冊とともに、雑誌（約 500 誌）、新聞 13 紙などを配置している。市内企業とも連携を行っており、企業がスポンサーとして雑誌を約 200 誌提供している（あえて雑誌を多く揃える選書を意識した）。その他には、富山県にゆかりのある国文学者山田孝雄文庫などを収蔵する特別コレクション室も完備している。59 席の持ち込み学習専用デスクも配置し、多様なニーズに応えている。

⑤ 6階：書庫・事務室

約 28 万冊の書籍を収蔵する集密書庫と、図書館と美術館供用の事務室がある。

(4) 賑わいの創出・利便性向上に向けた取組

賑わいの創出に向けた取組として、あらゆる世代に向けた、図書館ならではの交流事業を促進している。具体的には、大学と連携するセミナーや、作家による講演会・ワークショップ・おはなし会の開催、ガラス美術館とのコラボとして、企画展の関連資料の展示や市内小学生を招待した両館の見学なども実施している。

また、利便性向上に向けた取組として、セルフ貸出・返却システムの導入や IC タグによる自動貸出機を設置している。さらに、予約図書受取室を導入し、職員とのやり取り不要で希望図書の受け取りが可能となっている。そのほかには、Wifi 環境を導入することで持ち込み PC 専用席を設置、多様なニーズに対応している。

(5) 課題等

『TOYAMA キラリ』建設後、これまで特定の世代に偏っていた利用者層に変化が現れ、これまで図書館を利用していなかった層にも利用いただける施設となった。しかしながら、本図書館には駐車場がないため、車社会の富山では利用者の足が遠のく傾向にある。市内を走る LRT もあるが、あくまでも繁華街をつなぐ交通網であることから、公共共通機関を利用して本図書館に来られる人はごくわずかである。この点、本施設設計段階では、観光客を呼び込むという側面が強い反面、地元利用の視点が少なく公共図書館として十分な役割を果たしているのか疑問も残る。また、図書館の利用促進に向けた教育は小学 2 年生時の 1 回のみであり、ネットで本を取り寄せられるという認知が低いことから、気軽に利用できるという周知が十分ではない点も課題の一つである。

4. 石川県立図書館について

(1) 施設概要

1966 年、金沢市の中心部に建設された旧石川県立図書館は、老朽化や現在の耐震基準を満たしていないことが判明した。そこで、2019 年、総事業費約 150 億円を投入して建て替えが決定、2022 年 7 月完成した。施設外観の外壁はタイル張りのアースカラーのパネルとガラスが交互に折り重なり、「本のページをめくる」イメージを表している。これまでの図書館は、本の日焼けを防ぐために極力窓を少なくする設計であったが、本館では、館内に光を届けるようなこれまでの施設設計の常識を覆す思い切った設計となっている。

書庫には 200 万冊を収蔵可能であり、「知の殿堂」を実現する施設となっている。敷地南側には、小立野通りに面する道路が整備され、公共バスの停留所も配置されている。また、道路を挟んだ向かい側には、金沢美術工芸大学が建設中でおり、かつての大学跡地を生かして、県の文化拠点・金沢市の教育拠点を目指すものである。

今後は、金沢美術工芸大学学生との連携による図書館前広場でのイベント開催や植栽を生かしたアート事業なども検討していくとのことである。

(2) 各フロア

図書館のコンセプトは「本との出会いの場」であり、このコンセプトに基づいた施設設計が行われている。

館内は大きく三つのエリア（①にぎわい溢れる閲覧エリア②楽しさいっぱいこどもエリア③人＋モノ＋情報＋α文化交流エリア）に分かれている。

①にぎわい溢れる閲覧エリア

閲覧エリアには、約 30 万冊の本が並べられているが、大きく分けて2つの種類の本棚がある。一つは、百万石ビブリオバウムの大きな特徴である「本と出会う 12 のテーマ」に沿った本棚、もう一つが「分類別図書」の本棚である。

館内中央の4階まで吹き抜けた円形閲覧空間には、身近で馴染み深い12のテーマ（①子どもを育てる②仕事を考える③暮らしを広げる④文学にふれる⑤自分を表現する⑥身体を動かす⑦好奇心を抱く⑧世界に飛び出す⑨日本を知る⑩生き方に学ぶ⑪本の歴史を巡る⑫里の恵・文化の香り～石川コレクション～）を設定し、テーマごとの担当司書が、県民に提供したいと思う本を独自の視点で約7万冊の本を選びすぐった。この本棚では、日々の生活の中で感じている関心事やその日の気分から、ウィンドウショッピングのように本との出会いを楽しむことができる。円形閲覧空間の外側では、一般的な図書館の分類法である NDC で本を並べている。

②楽しさいっぱいこどもエリア

年齢によってゆるやかにゾーン分けされていて、変化に富んだ高低差のある家具（木製のジャングルジム）もあり、子供たちが体を動かして楽しむことができる。

借りた本を記録する読書手帳や調べものに使えるタブレット端末、プロジェクションゲームなど、ウキウキする仕掛けが随所に散りばめられている。

隣接する「おはなしの森」は、石川の里山をイメージした屋外空間で、館内の本をそのまま持ち出して楽しむことができる。サツマイモの収穫体験もできる。

③人＋モノ＋情報＋α文化交流エリア

エントランスホールに文化勲章受章者をはじめとした名匠達の作品を展示しているほか、閲覧エリアにも日常使いの工芸品を展示している。

このほか、モノづくり体験スペース（3D プリンターなどの工作機器を使い、その場でモノづくり体験ができるスペース。子どもも大人も、自由な発想で作品を作ることができる。）や食文化体験スペース（オープンキッチンを備えたイベントスペース。料理教室などの食に関するイベントのほか、各種体験教室などのワークショップも開催できる（イベントがない時は常時開放している。））の設置もなされている。

（3）その他

貸出手続はセルフ貸出機を利用して行うため、カウンターに行く必要はなく、返却手続は、館内の入口などにある図書返却ポストに1冊ずつ入れれば完了する仕組みとなっており、完全非接触型の利用方法を採用している。

1階には、約140人を収容可能な階段状の広場である「だんだん広場」が設けられており、講演会や音楽かなどのイベント開催時に利用されるが、イベントがない時は、読

書や勉強などのために開放している。

過去に、閲覧エリアで地元オーケストラによるコンサートを開催するなど、これまでの図書館像を打ち破るような取り組みも実施している。

5. 所感

(1) 富山県富岩運河環水公園について

富山県富岩運河環水公園は、多くの富山県民から親しまれており視察当日も多くの方が利用していた。市民の憩いの場として親しまれるようになった背景には、都心の中にあって立山連峰を望むことができるなど、その場所が有するポテンシャルが大きな要因であるとする。世界一美しいスタバもあくまで既存の地形や景観を上手く活用した結果であるのではないかと考える。

このような背景を踏まえ本市の水辺空間のまちづくりを検討してみたい。堺グランドデザイン 2040 においては、「堺の新たな都市魅力の源泉となるウォーターフロント」を掲げ、堺旧港、環濠エリアにおける活性化を挙げている。この点、堺旧港は既に一定の整備がなされている。今後は民間活力も生かしながらベイエリアの再開発には大きな可能性があり、大阪府とも連携しながら具体的な提案を行っていききたい。また、大阪市内に集積している港湾機能について、建物の老朽化や道路渋滞等様々な課題が指摘されており、かかる機能の一部を堺市に誘致できないか、という検討も議会で取り上げていきたい。

一方、環濠エリアについては、そのポテンシャルがあるのか否かについて冷静に判断し施策を展開する必要がある。現状、堺市がベンチマークとして設定しているアメリカのサンアントニオとの落差を感じざるを得ない。

環濠があるから環濠のまち堺を推進するという安易な姿勢ではなく、環濠周辺の再開発を行うことで、まちづくりにどのように寄与するのか、というアウトカムを目に見える形で示しながら、丁寧な議論を通じて市民をはじめとした関係者間において腹落ちが出来なければ環濠のまち堺は成功しないとする。

(2) 富山市立図書館『TOYAMA キラリ』について

富山市立図書館『TOYAMA キラリ』の館内に足を踏み入れると、目の前には吹き抜けが広がり、図書館とは思えない煌びやかな内装となっている。館内にはガラス美術館も併設されているなど、新たな利用者層の掘り起こしにも効果があり、観光客の誘因という視点では一定成功しているものと評価できる。しかしながら、公共施設である図書館は、大前提として地元住民が利用するという視点が大前提にあるべきではないか。車社会の富山県において、自家用車ではなく公共交通機関での利用を想定した点は大きな誤算であったと思う。また、市民からすると「富山市＝ガラスのまち」というイメージは全くなく、あくまでも観光の柱として打ち出したものであり、市民に親しまれていない点も課題の一つであるとする。

また、今後は ZEB にみられるように持続可能なまちづくりが謳われる中において、本

施設は施設設計の段階で、照明一つ一つについて建築家のリクエストに応えた結果、維持管理費に多額の予算を伴う結果となっている（毎週照明器具の交換が発生している）。

また、建設後8年が経過したが、館内に光を取り入れるために設置したトップライト（天窗）から雨漏りが生じるなど、施設のあり方について大きな課題がある。デザインとエコの両立は厳しいものがあり、これからの持続可能な時代において、施設設計はどうあるべきなのか、慎重に検討する必要があると考える。

（3）石川県立図書館について

石川県立図書館はこれまでの図書館像を大きく覆す施設設計であった。メインフロアにはアリーナ型の書架を配置し、訪れるだけで楽しめる空間の創出を実現していた。図書の配置も従来のNDCだけではなく、利用者目線でのテーマに応じた分類を実施するなど、住民ニーズに柔軟に対応していた。また、施設設計に際しては、職員から足湯構想が提案されたとのことであった。検討過程において、予算面から実現はしなかったが、職員によるこれまでの常識にとらわれない発想による施設設計ができた要因に、施設設計・運営検討を教育委員会から切り離し、首長部局がイニシアティブを握りながら計画を進めた点が挙げられる。これからの図書館はこれまでの「知の拠点」「司書によるレファレンス機能」にとどまることなく、図書館周辺のまちづくりにも波及効果のある施設設計・施設運営が求められている。

今後、堺市では中央図書館の建替に向けた計画の策定が予定されている。建替にあたっては、これまでの固定観念を捨て、「住民ニーズを満たすために何をするべきか」という視点から柔軟な発想によるアプローチが必要である。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

7月：『7-1』『7-3』『7-4』

8月：『8-7』『8-8』『8-11』『8-12』『8-13』『8-20』

『8-22』『8-23』『8-24』『8-25』

出張報告書

令和5年9月29日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 宮城県多賀城市における『多賀城市立図書館』
福島県浪江町における『震災遺構 請戸小学校』
青森県八戸市における『八戸ブックセンター』について調査したもの。

2. 期間 令和5年7月18日（火）～20日（木）

3. 日程等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	7月18日（火）	10:00～12:00	宮城県多賀城市
②	7月19日（水）	10:00～11:15	福島県浪江町
③	7月20日（木）	10:00～11:15	青森県八戸市

4. 面談者

多賀城市議会事務局 参事兼局長補佐兼総務係長 [REDACTED]

多賀城市教育委員会事務局 生涯学習課生涯学習係 副主幹 [REDACTED]

多賀城市立図書館マネージャー [REDACTED]

浪江町生涯学習課 主査 [REDACTED]

八戸市観光文化スポーツ部 文化創造推進課 八戸ブックセンター所長 [REDACTED]

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

(1) 堺市における図書館行政について

以下、令和5年8月31日作成の出張報告書より抜粋する。

堺市議会議員として、これまで先進的な取り組みを行っている全国各地の図書館の視察を実施してきた（令和元年8月1日『せんだいメディアテーク』・令和4年1月19日『札幌市図書・情報館』・令和4年7月12日『栃木県那須塩原市図書館みるる』）。重点的に図書館を視察対象としてきた背景には、「時代の流れに応じた図書館行政の展開が、まちづくりの核・拠点となりうる」との考えからである。

しかしながら、本市における図書館行政の課題は全く改善・変化しておらず、当時指摘した課題がいまだ根強く存在している。したがって、出張報告書作成にあたっては、令和4年1月19日に実施した『札幌図書・情報館』の出張報告書（令和4年3月28日付）で記載した本市図書館行政にかかる課題の一部を抜粋、再掲することとする。

【抜粋】

堺市における図書館行政の課題として、①利用者層が限定的であること、②民間事業者を含めた幅広いノウハウの活用に消極的であること、③今後、十数年後に建物の老朽化を迎えること、という三点を挙げることができる。

一つ目の課題として、図書館は市民が等しく納めた税金によって運営される社会教育施設であるにもかかわらず、平成29年11月に堺市民を対象とした中央図書館基本構想基礎調査を読み解くと、利用者層は固定化し、市民の約半数しか利用していないという実態がある。また、毎週月曜日が休館日となっており、一般的に月曜日が休みである美容師など特定の方々が利用できない施設運営が行われている。このことは、社会教育施設としての使命を果たしているとは言えない。

二つ目の課題の前提として、堺市が重きを置く図書サービスと利用者ニーズの齟齬を踏まえる必要がある。これまで堺市として重きを置いてきた図書館機能として、図書館が有する知の拠点を前提とした「司書」「レファレンス機能」がある。しかしながら、図書館法が制定された当時と現在では、利用者のニーズに大きな乖離がみられる。利用者のニーズが多様化した時代に、どの程度知の拠点なる定義があてはまるのか、利用者がどの程度レファレンス機能を活用しているのか、これらの点を明らかにする必要がある。かかるサービスとニーズの乖離を解消するためには、これまでの運営方法をゼロベースで見直すことが欠かせない。その際には、行政組織だけでサービスのあり方を検討するのではなく、民間事業者をはじめとした様々な機関への働きかけを行うことが必要である。時代の流れに応じた図書館像を見直すためにも、端から「民間活用を進めると、図書館としての知の拠点が損なわれる」といった、抽象的な批判に終始するのではなく、これまで図書館を利用していなかった層をいかにして取り込んでいくか、そのためには何をかえていくべきなのか、という柔軟な考え方が必要である。

三つ目の課題として、堺市立中央図書館は建設後50年を経過し、老朽化が進んでいる。長寿命化を図ったとしても、今後十数年で建替え更新を迎えることとなる。来年度

には、永藤市長が中央図書館の基本構想を示す予定であるが、その際には、今後のニーズを正確に把握し、かかるニーズを施設設計に反映させることが必要である。

(2) 災害に備えた防災教育について

これまで、東日本大震災による津波の影響を受けた教育機関の視察（仙台市立荒浜小学校、宮城県気仙沼向洋高校、石巻市立大川小学校）を実施してきた。校内の児童生徒は全員無事であった事例もあれば、児童 74 名、教職員 10 名が死亡した大川小学校のような事例もある。そのようななか、浪江町立請戸小学校では、在校していた児童全員が無事に避難できたが、なぜ、犠牲者ゼロの避難ができたのか、何が避難行動に駆り立てたのかも含めた防災教育のあり方について調査研究したものである。

2. 宮城県多賀城市『多賀城市立図書館』について

(1) 施設整備の背景

JR 仙石線多賀城駅周辺地区における中心市街地の形成は、多賀城市における最大のテーマであり、40 年にわたる悲願であった。その中核的事業である多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業（ビル 3 棟の建設）を東日本大震災からの復興のシンボルとして進めてきた。

再開発ビル A 棟は、南側に 3 層構造の市立図書館、北側に書店と飲食店などからなる商業施設により構成されている。図書館と商業施設の間には、3 層吹き抜けの空間が創出されており、この吹き抜けに面する図書館側の壁は、全面を本棚で覆われ、知識・文化を発信する交流拠点として象徴的な景観を創出している。

再開発ビル B 棟は、1 階に老人デイサービスと歯科診療所、2 階に保育園と子育てサポートセンター、3・4 階にサービス付き高齢者向け住宅で構成されており、官民合わせた乳幼児から高齢者のための福祉系施設を主とした複合施設となっている。

再開発ビル C 棟は、再開発ビル及び駅周辺利用者のための公共駐車場を整備、351 台の駐車台数を確保した。

(2) 施設概要

旧多賀城市立図書館は 1978 年に開館し、既に 40 年近くが経過し、老朽化の進展、スペースが手狭、貸出サービス中心の施設設計、交通アクセスが悪く市民の認知度が低い、という課題があった。また、市民利用率は 1 割（小学生・30～40 代の女性・60 歳以上）であり、利用者の固定化も大きな課題の一つであった。そこで、上述の通り再開発事業の一環として新たな図書館建設を行った。

敷地面積 4,052 m²、建築面積 2,659 m²、延床面積 7,014 m²、地下 1 階地上 3 階鉄骨造、図書館のほかに書店やカフェ、レストランなどの商業施設がある。新たな図書館の建設・運営にあたっては、①地域で活躍する人材創出のエンジン②地域と市民生活の発展に貢献する教育施設③東北随一の文化交流拠点の中核施設「知の拠点」④もう一つの家、という四つの方針を掲げた。

(3) 管理運営手法

前述の課題を解決するためには、直営での職員体制では困難と判断し、高いサービス

の提供とコストの削減・顧客目線と経営の視点、マーケティング等・民間活力とノウハウ・スピード感と柔軟性のある対応などに利点のある指定管理者制度の導入を決めた。

指定管理者制度導入後、旧図書館と比較すると、開館日数は旧図書館の年 281 日に対して新図書館は 365 日開館、開館時間は旧図書館が 9 時～17 時に対して新図書館は 9 時～21 時 30 分、蔵書数は旧図書館が開架 10 万冊、蔵書 18 万冊に対して新図書館は開架 22 万冊、蔵書 26 万冊、フロア座席は旧図書館が約 50 席に対して新図書館は約 300 席、面積は旧図書館が 1,541 m²に対して新図書館は 3,342 m²とあらゆる点において利用者サービスの改善が実現されている。その結果、来館者数は旧図書館約 10 万人に対して新図書館は 120 万人、図書貸出冊数は旧図書館が 33 万冊に対して新図書館は 66 万冊と目に見える成果が表れている。この点は、過去に実施されたアンケート調査でも把握することができる（市民の総合満足度 82.4%）。

指定管理料は年約 2 億 7,000 万円。指定管理期間は 5 年間。施設開館時、インテリアへ行った設備投資は指定管理期間の 5 年あれば回収できるよう計画を策定している。また、指定管理者制度の導入は直営で運営するよりも、人件費を抑えられるというメリットがある。CCC による運営実績がある武雄市立図書館、海老名市立図書館において指摘された選書の偏りを踏まえて、多賀城市立図書館においては、開館にあたって館長がすべての書籍をチェックした。

館内書籍の配置は従来型の十進分類法（NDC）とライフスタイルジャンルを合わせた形となっているが、これは利用者目線で検討したときに利用しやすいのか、という視点でのアプローチから導き出した答えとのことである。

採算として、図書館事業及び書店はマイナスであるが、カフェ（スターバックス）のプラスで、トータルとしてプラス収支を実現している。図書館運営だけで指定管理を募集しても、提供できるサービスには限界があり、収益事業であるカフェを組み合わせなければ、市民サービスの向上（年中無休等）には繋がらない。

職員数は図書館 60 名、書店 20 名、カフェ 20 名の計 100 名程度で施設運営を行っている。

（４）管理運営会社の方針

管理運営会社である CCC（カルチャ・コンビニエンス・クラブ）は、指定管理者としての管理運営を行うにあたって、「全国各地の地方において、一プレーヤーとして活動する」という考えが根底にある。そのためには、地域に根差した（地元住民との）活動が必要であり、そのためには「移住して仕事を行う」ことが最大の価値である、との考えで業務にあたっている。そのため、図書館という単体で捉えるのではなく、図書館を含めた周辺のまちづくりという面でのアプローチが必要である。

（５）サービス向上に向けた取組

開館時間について、電車を利用して通勤・通学する方が朝から夜までゆっくりしてもらえよう施設を目指して、開館時間を 9 時～17 時⇒9 時～21 時 30 分へ変更を行った。また、国内の多くの公共図書館は閉館日が月曜日であることが多いが、アンケート調査の結果、365 日開館してほしいとの多くの声を踏まえて、365 日開館を実現した。閉

館日がないという施設運営は、人員のやり繰りの面で大変ではあるが、民間事業者としてのノウハウを最大限活用しながら利用者サービスの向上に努めている。

(6) 課題等その他

運営上の課題として、①座席数の不足（学習席 100 席は慢性的に満席状態であり、定期テスト前は開館前から長蛇の列ができる）②蔵書数の不足（書架の空きが目立ち、蔵書回転率が高い）③新型コロナウイルス感染症への対応（座席等の消毒作業等の業務負担の増加、学主席の座席数の制限）が挙げられる。

多賀城市議会の意見として、施設運営にあたっては「教育施設を民間が担うのは問題である」「知の拠点である図書館に、民間事業者は相応しくない」等の意見が一部の会派から表明された。

3. 福島県浪江町『震災遺構 請戸小学校』について

(1) 当時の状況

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、双葉郡の住民は避難を余儀なくされ、浪江町 21,000 人の町民は近隣自治体や他県に避難することとなった。請戸小学校が位置する請戸地区では、津波による死者 127 名（うち行方不明者 27 名）と多くの犠牲者が出た。海から約 300m に位置する請戸小学校でも、非常に長い揺れに襲われた。

請戸小学校において、普段から特段、防災訓練等は実施しておらず災害発生時の避難場所に関する共通認識はなかった。その一方で、地域との連携は密であった。

地震発生後、地域の方々が「津波警報が発令された」旨を学校に伝え、学校裏手にある大平山（直線距離で約 1 キロ、距離にして約 1.5 キロ）へ避難することを決意した。当時、1 年生 11 人は既に下校していたため、学校内にいた 2～6 年生 82 人で避難を開始した。この点、請戸小学校は小規模校ということもあり、学年の壁がなかったことから、上級生が自主的に下級生の面倒をみて、手を繋いで、あるいは負ぶって避難した。地元住民はハザードマップに基づいて幹線道路沿いに避難（ハザードマップでは、幹線道路まで避難すれば問題なかった）したが、小学生は大平山のふもとまで避難した。結果、津波は山のふもとまで押し寄せ、浪江町の町民 127 名が津波で死亡した（うち、27 名行方不明）。

教頭先生が最後に校舎内外を確認していると大津波が押し寄せてくるのが見え、地震発生から約 40 分後に請戸小学校は津波にのまれた。

一方、児童たちは避難場所である大平山をさらに超えて数キロ獣道を歩き、内陸の 6 号線で通りかかったトラックの荷台に乗せてもらい、役場敷地内にあるサンシャイン浪江にたどり着き、児童と教員全員が無事に避難できた。

(2) 避難の背景

幹線道路沿いまで避難した地元住民はハザードマップに基づいた対応を行ってはいしたが、結果的に多くの住民が津波にのまれて犠牲になったのであり、いわゆる正常性バイアスが働いたと思われる。一方、82 名の児童は大平山のふもとまで避難している。こ

のような避難行動につながったきっかけは2日前に発生した東日本大震災の余震を指摘できる。3月9日に発生した余震の直後に開催した職員会議において、改めて避難訓練実施の必要性が確認されたとともに、教職員の意識を改めることとなり、そのことが幹線道路沿いではなく大平山までの避難につながったと指摘されている（地元民の呼びかけ＋教員の的確な指示）。

震災後、当時、請戸小学校に勤務していた佐藤教諭は現在、創生小学校・中学校で勤務しており、防災学習において、当時の状況を語り継いでいる。

4. 青森県八戸市『八戸ブックセンター』について

(1) 施設概要

八戸ブックセンターが出来た背景には地方が置かれた厳しい書店の状況があった。地方では人口減少が加速し、それに伴って書店数も大幅に減少している。このままでは、街から書店が無くなる、という危機意識のもと、これまでの図書館像を改め、新たな付加価値が住民ニーズを満たすのではないかと、この考えから、八戸に本好きを増やし、本でまちを盛り上げるための、「本のまち八戸」の拠点として八戸ブックセンターを位置づけた。本施設は行政が運営する書店（まちづくりを推進する部署が運営）として、まったく新しい書店の形を実現している。Library of the year2021 特別賞を受賞。約1万冊の書籍がある。

(2) 基本方針

八戸ブックセンターでは、①本を読む人を増やす②本を書く人を増やす③本でまちを盛り上げる、という三つの基本方針を定め、それに則った施策を実行している。

①本を読む人を増やす

知的好奇心を刺激するべく、美術館の学芸員や講師を招いて、書籍に関するイベントであるアカデミック・トークを開催するほか、体験型のイベントや理科教育コンサルタントによる科学教室など、各種イベントやワークショップも開催している。

また、「売れ筋の書籍だけの取り揃えでは文化の多様性はますます先細る」という地方都市における大都市との文化格差課題を解消するべく、様々なジャンルの入口となる本を「あえてセレクトして並べる」という取組を実施しており、ここに八戸ブックセンターの存在意義、公共的意義がある。

教育機関との連携においては、学校図書館司書を中心に図書館職員、ブックセンター職員が市内の小学校を訪問し、おすすめの本を紹介する出張ブックトーク、市内1万1千人の小学生に2,000円分のクーポン（教育委員会予算）と共に、おすすめ本リストの配布も行っている。また、本を読む時間がない高校生にも本を手にする体験をしてもらうべく、学校・大学図書館に配架する本をブックセンター内で生徒自ら選書するブックハンティングや文芸部誌の編集・制作についての実践ワークショップも実施している。

②本を書く人を増やす

本などを執筆したい人向けのスペースとして『カンヅメブース』の貸し出しを実施しており、趣味として執筆している方のほか、プロの作家、ライターの方など幅広い利用

がなされている。

③本で街を盛り上げる

本そのものに興味を持ってもらう取組の一環として、ギャラリー展示スペースを設け八戸出身の作家・三浦哲郎の生誕 90 周年・芥川賞受賞 60 周年を記念し、三浦哲郎の作品を展示したほか、絵本の世界観をギャラリー内に展示するなどの取組を実施している。また、「地元の作家・作品」を盛り上げるべく、八戸出身の作家の本が出版された際に広く周知・紹介する取組や直木賞作家発表時のパブリックビューイングの実施など「本のまち八戸」を盛り上げる様々な企画を行っている。

さらには、市民が本に触れる機会をつくるべく、市内の小売店や飲食店、公共施設に呼びかけ、「ブックサテライト」として小さな本箱を設置し、本箱の中にはそれぞれの施設に合わせた選書をし、ちょっとして時間を過ごすところにその場所にあった本がある「まち」を目指している。参加店舗も増加傾向にあり、毎年 3 店舗ほど増加している。なお、その際の選書はブックセンター職員が実施し、年に一度入れ替えを実施している。そのほかにも、フリーペーパー「ほんのわ」の発行やクラウドファンディングの取組なども推進している。

(3) その他

オープンにあたって、スタッフを全国公募し、市職員、元書店員、書店員の 3 者で運営している。オープン後、6 年半が経過したが、市民だけではなく多くの観光客も来館している。施設内のカフェ・レジ対応は業務委託している。行政はカフェの使用料のみ受け取っている。

図書館とブックセンターの棲み分けのポイントは「借りて読むか買って読むか」にある。一般論として、公共図書館は企画事業が弱いため、図書館ができていない部分にブックセンターとして力を入れている。

施設構想時、民業圧迫の懸念から市内民間書店にヒアリングを実施したが、行政が運営する書店というスキームに対する反対はゼロであった。民業圧迫を避ける運営上の工夫として、民間書店が紹介した人材をディレクターとして採用、施設運営上のアドバイスをいただいた。

また、大々的に本の売上目標を掲げることはしていないが、来館者数目標は 300 人／日、うち 1 割が本 1 冊を買うという計算のもと、年間 1,500 万円の売上を目安としている。

八戸市議会での議論として、これまで野党（主に共産党）は「通常の図書館でいいのではないか」「なぜ、ブックセンターなのか」という主張を展開し一貫して反対していた。しかしながら、開設後 6 年半が経過し、これまで反対姿勢であった野党からも「効果は認める」との発言があるなど、その姿勢には変化がみられ、今では表立っての反対はない。

5. 所感

(1) 宮城県多賀城市『多賀城市立図書館』について

CCC が運営する多賀城市立図書館は、CCC として武雄市立図書館・海老名市立図書館についての運営となる。武雄市立図書館で指摘された選書・分類方法の課題等を踏まえた施設運営が行われていた。

指定管理者制度が導入されて 20 年近くが経過し、体育館や文化会館等様々な公共施設で指定管理者制度は導入されている。指定管理者制度の課題は①指定期間が短く、期間内に投資が回収できない②管理対象施設単発では波及効果が少なく、投資に見合う効果が得られない、など様々な課題が指摘されている。

これからは、ただ単に施設を維持管理するだけではなく、施設を含めた周辺エリアを面的に指定管理するという視野がまちづくりの観点からは欠かせないとする。

多賀城市立図書館では、地元住民を雇用するなど地方における雇用創出にも寄与しており、指定管理者制度導入のメリットは大きいものと思われる。また、直営から民間事業者への運営管理者の変更は、開館日や開館時間の大幅な延長など明らかに利用者目線に立ったサービスが提供されており、かかる効果は民間事業者の企業努力によるところが大きいといえる。

一方、課題として、公共と民間事業者の性格の相違から、事業継続における永続性の担保が挙げられる。具体には、多賀城市立図書館は施設設計段階（内装含む）から CCC が担っているが、今後の更新時期において、施設の継続的な運営が困難になるという点が挙げられる。仮に CCC が指定管理者から外れ、別の企業が管理運営を担うこととなった場合、施設の仕様をゼロベースで見直し、新たな管理者の意向に基づいた再設計の必要が出てくることとなる。そうすると、実務上、図書館の改装作業が必要となり、継続的な運営に懸念が生じる可能性もある。しかしながら、図書館としての社会的使命である幅広い利用者層の確保は一定実現できており、今後、堺市においてもより利用者満足を高める方策について検討していきたい。

（2）福島県浪江町『震災遺構 請戸小学校』について

震災発生時の教員による津波避難誘導においては適切な指導が行われたものであるが、このことは二日前の余震発生がきっかけであり、本来実施すべきであった避難訓練は行われていなかった。従って、請戸小学校での成功体験は組織としての不断の取組に起因するものではなく、教員による属人的な要素が大きく、偶然の産物であると言わざるを得ない。防災教育の実施にあたっては、各学校園の裁量は一定認められるものの、行政組織としてはあらゆる取り組みを『仕組み』として構築する必要性を感じた。

（3）青森県八戸市『八戸ブックセンター』について

人口減少に伴い、市内の書店も減少する中で市民の本離れを懸念した当時の市長が「本のまち八戸」を掲げ、その拠点と位置付けたのが八戸ブックセンターであった。市営の書店という取組は全国初であり、民業圧迫とならないよう「売上には繋がりにくい本が、読んでほしい本」を陳列・販売するなど施設運営において本との出会いを提供するスキームが随所にみられる。公共図書館との役割分担・棲み分けも行われており、人口減少時代における地方において、書店と行政が連携しながら読書環境を提供する取組は他市においても大いに参考となるであろう。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

7月：『7－5』 『7－6』 『7－8』 『7－15』 『7－16』

8月：『8－9』 『8－10』 『8－14』 『8－15』 『8－16』 『8－17』
『8－18』 『8－19』 『8－21』

9月：『9－7』 『9－8』 『9－9』 『9－10』

出張報告書

令和6年1月9日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的
- 鹿児島県大島郡徳之島町『徳之島モデル』について調査したもの。
2. 期間
- 令和5年10月16日（月）14時～15時25分
3. 日程等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	10月16日（月）	14:00～15:25	鹿児島県大島郡徳之島町花徳小学校
②			
③			

4. 面談者
- 徳之島町教育委員会 教育長
- 徳之島町教育委員会 学校教育課長
- 徳之島町立花徳小学校・花徳幼稚園 校長園長
5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

(1) 堺市の現状について

堺市では、第3期未来を創る堺教育プランで掲げられた「個別最適な学び」「協働的な学び」を実現するべく、小中連続したカリキュラムマネジメントの改善を目的とした『新たな学校のあり方（学校群）』の取組を試行実施している（令和5・6年度。令和7年度～本格実施）。

新たな学校のあり方とは、具体的に、中学校区を構成する小・中学校を一つの学校群として捉え、教員のマンパワーを集約し、授業・カリキュラム改善に取り組み、個別最適な学び・協働的な学びの実現を目指すものである。この点、堺市では既に小中一貫教育を実施している、との指摘も想定されるが、現在実施している小中一貫教育との最大の違いは、小中でのマネジメントを「仕組みとして制度化する」ところにある。

これまでの昭和・平成型の教育においては、同じ時間に、同じ場所で、同じ仲間と、同じ内容を学ぶことが当たり前であった。しかしながら、これからの教育は、「いつ学ぶか、どこで学ぶか、誰と学ぶか、何を学ぶか」という点について、根本的に覆る時代になりつつある（いつ学ぶか⇒朝でも夜でも休日でも、どこで学ぶか⇒学校以外にも自宅や図書館等場所を限定しない学び方、誰と学ぶか⇒クラスメート、学校全体、全国各地の小中学生、専門人材等、何を学ぶか⇒一人一人の進度に応じたカリキュラム編成）。

現在、新たな学校のあり方については、堺市内5校区において試行実施がなされているが、議会では、かかる取組に対する批判も行われている。その一つが、堺市が本格実施の際に検討しているキャンパス方式にある。

キャンパス方式とは、曜日や時間によって通う学校を変える、という手法である。かかる案に対して、「児童生徒の通う学校が毎日変更となる場合の負担・労力が過大になるのではないか」との批判がなされている。

児童生徒の負担が生じるというかかる批判に対する解決策の一つは、ICTを活用した遠隔授業の実施が想定される。しかしながら、GIGAスクール構想が本格実施されて以降、堺市教育委員会におけるPC活用率（授業・自宅含む）は目標値から大きく乖離しており、教員のICTリテラシーの向上が課題の一つである。その点、鹿児島県徳之島では『徳之島型モデル』として遠隔授業が既に実装されており、地理的条件を克服した取組が推進されている。かかる状況を踏まえ、遠隔授業のメリット・デメリットさらには実施における課題等を調査するために視察を実施したものである。

2. 事業の概要

(1) 離島へき地の抱える教育課題について

徳之島は鹿児島県の南南西492km、奄美諸島のほぼ中央に位置している。このように、鹿児島県には多数の離島があり、本県の教育における課題の一つが、南北600kmにわたる広域な地理的特性を踏まえ、へき地・小規模校における教育活動の充実にある。

へき地として指定されている学校が、小・中・義務教育学校合わせて約40%と北海道に次いで2番目に多く、複式学級を有する割合は全国1位である。

徳之島でも、少子化や過疎化が進行する「人口減少社会」を迎える中、現行の学校規模（小6校・中4校・小中併設2校）を維持することが困難な学校の増加が見込まれた。

このような中で、小規模校では、ふるさと留学制度（H7）や小規模校入学特別許可制度（H13）の導入、集合学習なども推進された。

平成24年度には「幼小中学校再編計画委員会」が発足し、地域の実情に応じた少子化に対応した活力ある学校教育の在り方について議論がなされた。翌年には、町北部の分校の廃校や小規模校の統廃合案を含む答申書が町教育委員会へ示された。

同時に、平成26年度から、このような学校の教育課題の解決にICTを有効活用するべく、当時、町内の母間小学校で「ICTの利活用による少人数・複式学級の授業改善」の取組が始まった。平成27年度から小規模校のメリット・デメリットへの対応を含め学校が持つ多様な機能にも適切に対応する必要から、県ICT研究協力校として、文部科学省の「人口減少社会におけるICTの利活用による教育の質の維持向上にかかる実証事業」実証研究校として遠隔教育に3年間取組み、その手法を『徳之島型モデル』として現在まで推進している。

（2）『徳之島型モデル』とは

『徳之島型モデル』とは、遠隔地の二つの複式・小規模校で双方向に授業を実施し、一つの教室の中に二つの遠隔合同授業を構成し、両行の担任がそれぞれ1学年ずつを主として担当するものである。メタバースを活用することで、まるで一つの教室で授業を受けているかのような演出もなされている。

遠隔授業の実施にあたっては、様々な点において工夫がなされている。まずは、遠隔合同授業の狙いを実現できる単元を精選し、指導計画に位置付けた。また、その指導計画作成において、最も効果的に実施できる授業を遠隔合同授業として実施した（国語・社会・道徳・外国人との交流）。また、複式指導における授業改善においては、汎用性のある複式指導モデルを策定し、基本的な学習過程を各学校で共通理解・共通実践した。さらに、導入段階においては、テレビ会議システムを活用して同時導入を行うが、展開における問題解決学習においては、担任が両学年をわたり両学年の学習状況を把握するよう努めている。まとめの段階では、両学年の協働学習をずらし、それぞれの学校の担任が交流の学年について、児童の交流を支援する。協働学習を行わない一方の学年は、学習リーダーを中心として、学習のまとめや練習問題を行う。

児童の学習状況の把握においては、電子黒板の画面共有機能を用いて、資料をリアルタイム共有し、学習意欲、目的意識を向上させる。サーバー型学習ソフトのアカウントを3校で統合し、それぞれの児童の学習状況を相互把握する。授業支援ソフトの画面共有機能を用いて、両校の児童の考え（デジタルノート、ノートを撮影）を一覧表示する。

その他にも、これまで異なっていた3校の校時表を統一し、遠隔合同授業を実施しやすくした。また、ドリルや資料集等の教材もそろえて導入した。また、遠隔合同授業だけで交流するのではなく、修学旅行や遠足等の行事を4校合同で実施するなど児童の直接交流活動も実施することで、児童同士、教師と児童の関係性が深まり、遠隔合同授業

における交流も活発化している。

このように、様々な工夫を織り込みながら実施されている遠隔授業であるが、かかる取組で目指す教育効果は主に以下に例示されるものである。

①個別最適な学びの充実

児童が自分の目当てを立て、その目当てを達成することができるようにするために、GoogleDocument や jamboard を活用している。これらのツールは、自分の考えをリアルタイムで反映することができることに加え、共同で編集することも可能である。そのため、他行の児童と考えを共有しながら学習を進めることができ、多様な考え方に触れることができる。

②協働的な学びの充実

複数の学校同士の遠隔授業となると各学校 1 台だけ繋いだ形では、一人一人に満足に発表や対話をさせることは非常に困難であった。そこで、この現状を打破するべく、GoogleMeet でいくつか新たなルームを作り、少人数での対話を実現した。このルームを「ブレイクルーム」と名付け、4 年国語「新聞作り」の実践では、他校の作品について論評する話し合い活動を、各校を 5・6 人のグループに分けて行うことができた。

また、協働的な学びを実現させるために、従来型の双方向遠隔授業では、学年毎に UCS または GoogleMeet に繋いで、実施してきた。2 学年が同じ教室でするとなると、別学年の音声が気になったが、ヘッドセットを使用することにより、他学年の音声を可能な限り遮断することができた。さらに、児童を主体とした対話的な学習ができる素地ができた（視察当日も子供たちはヘッドセットを活用しながら、何ら違和感なくコミュニケーションを図っていた）。

③遠隔合同授業内の体制の構築

遠隔授業を実施している 5 校が集まって行われる合同研修会は年に 3 回実施される。その際、遠隔合同授業を行うための ICT 機器の使い方等を共通理解したり、実技研修をしたりして ICT 機器操作のスキル向上に努めてきた（実際の導入にあたっては、3 か月もすれば教員は十分に使いこなせていた）。

また、学校間における連絡・連携を図るため、合同研修の後半では、各学年部による打ち合わせを行った。ここで、遠隔合同授業の日程等を調整した。しかし、遠隔合同授業の度に、毎回集まって話し合いを行うことは現実的ではない。そこで、遠隔合同授業の打ち合わせやデータのやり取りなどを簡略化・効率化するために GoogleClassroom、SeeSmile のグループトークを活用している。

GoogleClassroom では、学年ごとにクラスを作成し、日程の調整やデータのやり取り等を行った。また、SeeSmile のグループトークは、メッセージのやり取りがしやすいのが特徴であり、既読機能も付いているため、対応しやすいのが特徴である。かかる機能を活用することで、教員の負担軽減にも大きく貢献している。

以上のほかにも、朝の時間を活用して、他校とつなぐ「みゅーがめーらタイム」にも継続的に取り組んできた。自己紹介や音読発表、学校クイズなどを行うことにより、教

師や児童は、より他校の児童の様子を知ることができている。「きゅーがめーらタイム」の取組は、遠隔合同授業での協働的な学びへと繋がるだけではなく、社会科見学や宿泊学習、修学旅行など実際に交流する活動でも大いに役に立っている。また、リアルタイムで授業を繋ぐ以外にも、児童のワークシートや作品を GoogleClassroom などにアップロードしておくことで、他校の児童がそれを見ることで、多様な考えに触れることができる。学習の進捗状況や日程の調整等を考慮する必要がないという点においても、非常に大きなメリットがある。

(3)『徳之島型モデル』実施の成果と課題

定期的実施している遠隔授業について、一人一人の発言機会が20分間で平均3回を超えるなどし、児童同士の発言機会も増え、協働的な学びへと繋がる素地が出来つつある。

また、5校の児童に実施した、遠隔合同授業に関するアンケートによると、「遠隔合同授業は楽しい(91.1%)、他の学校の考え方が参考になる(92.1%)、遠隔合同授業が普段の授業にも生かされている(90.9%)」との声が寄せられたことから、児童にとっても一定の効果があったものと思われる。また、教師へのアンケート結果によると、「他校の児童の作品を見ることで考えに広がりが出た。」「児童が多様な考えに触れることができた」「児童が協働作業を通して、対話的な授業を展開することができ、学習の楽しさを感じることができた。」「他校の発表態度や作品も大変参考になった。」等好意的な声が寄せられた。

その一方で、課題としては「相手校の見取り、見届け、評価方法を明らかにする必要性」「相手校の児童の実態をより効果的に把握し、授業に生かす手立てを明らかにすること」「日程・単元の効果的な調整方法を明らかにすること」などの指摘が上がった。

3. 所感

遠隔授業の実装によって、地理的デメリットを克服した徳之島の ICT 教育ではあるが、人口減少・少子化で複式学級も存在するなど徳之島の小学校が置かれた状況を考慮すると、小学校の統廃合を実施する(北部を一つの学校に統廃合するという答申もなされた)ことで、教員のマンパワーを集約、その効果を最大限発揮できたとも思われるが、地元には根強い反対論もあり、統廃合は実現できなかった。

そこで、次善の策として ICT の活用が浮上した。ICT 活用(遠隔授業実施)成功の要諦は、徳之島という地理的デメリットを解消するという動機(必要に迫られた)が大きいといえる。現場の先生も遠隔授業の実施を3か月で習得するなど、現場教員の ICT リテラシーも大きく寄与している。

実際の授業を見学したが、ソフトバンクとの官民連携事業によって無償で提供されたメタバースを活用するなどし、子供たちは何ら違和感なく授業に臨んでおり ICT の文具論を体現するものであった。今後は、不登校児童生徒への利用も拡大するなど、学びの連続性を担保した取組を推進する、とのことである。遠隔授業の実装によって、専門人

材と容易にアクセスできるというメリットも享受できる。

堺市では令和7年度から新たな学校のあり方（学校群）の取組を本格実施する予定である。小中学校のカリキュラム改善という観点からは、今後、例えば、中学校区内にある小学校間（2～4校）で共同学習（遠足や校外学習）を実施する前段階として、学校間をオンライン（遠隔）で繋ぐ取組を実現できれば、いわゆる中1ギャップの解消にも繋がると考える。議会においても、遠隔授業の可能性と共に、具体的な活用方策について指摘・提案していきたい。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

10月：『10-7』『10-8』『10-9』『10-10』『10-11』

11月：『11-9』『11-10』『11-11』『11-13』『11-16』

12月：『12-9』

出張報告書

令和6年1月9日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目 的 宮崎県延岡市『延岡駅複合施設エンクロス』について調査したもの。
2. 期 間 令和5年11月10日（金）10時～11時45分
3. 日 程 等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	11月10日（金）	10:00～11:45	宮崎県延岡市延岡駅複合施設エンクロス
②			
③			

4. 面談者

宮崎県延岡市役所 延岡市議会事務局 政策・調査係 [REDACTED]

宮崎県延岡市役所 商工観光文化部 副参事兼商業・駅まち振興課長 [REDACTED]

宮崎県延岡市役所 商工観光文化部 商業・駅まち振興課 駅まち振興係 [REDACTED]

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

ソーシャルデザイン統括本部 公共サービス本部 運営第1

延岡エンクロス館長 [REDACTED]

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

近年、公民連携による図書館が数多く誕生しているが、民間事業者が指定管理者として施設運営を行っている施設の中には、内装に至るまで指定管理者の意向が反映されている施設も存在する。このような施設においては、民間事業者の知恵やアイデアが多々取り入れられていることによる利便性や機能性の向上が図られている一方、指定管理期間更新時に指定管理者が変更となった場合、施設運営を中断することなくスムーズな切替が実現できるのか（内装や仕様が特定の指定管理者の運営を想定したものとなっている）という懸念もある。

そのような中、かかる懸念を克服する取組として、延岡駅複合施設エンクロスは施設設計の段階から市民協働によるボトムアップでの取組を実現している数少ない事例の一つである。

真に市民に親しまれている施設でありながら、行政にはない民間事業者ならではのアイデアを施設設計・運営段階にどのように生かしているのか、という観点から当該施設の視察を実施したものである。

2. 延岡駅周辺整備の背景・課題

延岡市は、宮崎県の北部に位置する人口約 11 万 5 千人（令和 5 年 1 月 1 日現在）の中核都市であり、九州山地を背に、清流五ヶ瀬川が貫流し、日向灘に面している。平成 18 年～19 年の周辺 3 町との合併により、大自然と共に発展してきた農林水産業などの多彩な産業、さらに歴史や文化が調和した都市として拡大してきた。総面積は 868.02 平方キロメートルあり、九州で 2 番目に広い面積である。大正 11 年、旭化成株式会社が延岡市で開業したことを契機として、レイヨン（繊維業）で繁栄してきた。

しかしながら、人口減少・少子高齢化を迎える中で、延岡駅周辺に存在した二つの百貨店も撤退するなど、延岡駅周辺の賑わいが失われていった。

そのような背景を踏まえ、駅前周辺の活性化の必要性が指摘されるようになったが、活性化にあたっては、「商業」を軸とするのではなく、「様々な活動（市民活動）が目的でヒトが集う拠点づくり」を行うことをコンセプトに計画の策定を開始した（活性化≠商業施設ではなく、活性化＝コミュニティ・市民活動・人が集まる施設づくり）。

※ここでのいう市民活動とは、サークル的活動、イベント的活動はもとより、知人同士のおしゃべり、親子遊び、個人の読書、学習、仕事、カフェなど、様々な活動として定義。

これまでの類型（図書館・公民館など）にはない新たな価値観の公共施設で持続的な賑わいを創出することを目的に、『FREE になれる駅 エンクロス』『まちのリビング エンクロス』というコンセプトで市民が様々な目的で集い、ゆっくり過ごす場所を公共施設として整備することを決定した。

3. 施設計画・概要

施設設計にあたっては、『みんなが楽しく活動できる場所』『ゆっくりする、休憩する、

ほっこりする』をコンセプトに、理念や企画段階において市民協働で策定を行った。その後の施設設計については民間の知恵を借りるべく、CCC の協力を仰いだ。

この点、民間事業者との棲み分けとして、CCC はあくまでも外部のものであり、延岡の資源・人材を極力活用するというスタンスを維持した。したがって、館内の家具は地元業者と協議し作成するなど、CCC 仕様での設計でなく、CCC は助言するにとどまった。

エンクロスに設置されている図書館は通常の図書館とは異なり、閲覧のみとする貸し出さない図書館という形式をとっており、市民活動、まちづくり、旅行に関する書籍に特化した図書配列となっている。

2階建ての施設の1階には、電車の待合スペース、情報発信スペース、キッチンスペース、キッズスペース、トイレ、カフェ、地域物産品販売エリアがあり、約155席の座席を有する。

2階には、図書閲覧スペース、待合スペース、市民活動スペース、トイレがあり、約85席の座席を有する。蔵書数4万冊のうち、市が購入しての閲覧図書が2万冊、残りの2万冊は販売用である。

館内では、料理教室や子供向けセミナー、フラダンス、ヨガ、芸術体験、音楽発表会など様々な市民活動・イベントが開催されている。

年間維持費として、指定管理料1億円、エレベータ管理費等3千万の約1億3千万円を要している。エンクロスの社員数は計21名。うちCCC社員は6名、他15名は地元採用の社員である。

エンクロス9つの特徴として、①365日年中無休で、朝8時～夜9時まで開館（1階待合スペースのみ、朝5時から開館）、②約4万冊の本が読めるBOOK&CAFÉを満喫できる。コーヒーを飲みながら、図書閲覧スペース、蔦屋書店の本を施設全体の好きな場所で読める。③約350席の座席、フリーwi-fi、電源席が用意されている。④子供と女性が使いやすい施設として、キッズスペースやカフェなど子供と女性を意識した機能が充実している。⑤オープンな空間で市民活動に取り組んでいただくことで、興味のある方々との交流を生み出す。⑥200以上の市民活動団体とともに、趣味や生活、子供向け、自信を高められる多様なイベントの開催。⑦延岡の情報発信ステーションとして、「延岡」を収集し、「延岡」を日本中、世界中に発信する。⑧「NOBEOKA100 マイルプロジェクト」と題し、延岡を中心に直径100マイルの地域物産をセレクト販売している。⑨1時間早く待っていたい、そんな駅待合スペースを用意している、等の特徴がある。

4. 市民との協働

施設コンセプトをはじめ、設計に至るまで市民との協働を意識した取組を推進した。平成21年当時に実施した高校生とのワークショップでは、各世代で考える中心市街地の姿には大きな乖離が生じた（高校生の考える中心市街地＝イオンのカフェ、高齢者の考える中心市街地＝延岡駅前）。

このような意見の相違について、ただ単に表明された意見の集約にとどまるのではなく、建設的な議論となるようワークショップ形式（まちづくりシンポジウム含）での進

め方を採用した。

この点、議論開始時には市民が一枚岩となっていたわけではない。主に、駅前商店街の人々は、まちづくり・活性化の機運醸成が出来ていない状況の中で、新たな議論を始めるのはどうか、という根強い反対意見もあった。このような反対意見も含め、地元関係団体やマスコミも含めて、可視化・フルオープンで議論した。このことが成功のポイントである。

その後も、基本計画時点のワークショップで議論した内容は毎年、イベントで報告し、市民の機運を繋ぎとめる取組も積極的に行ってきた。

※これまでの検討状況

中心市街地活性化懇談会（平成 20 年度）、市民ワークショップ（平成 21 年度・計 4 回実施、延 120 人参加）、専門者会議（平成 21 年度・計 3 回実施）、市民参加のまちづくりについて考えるワークショップ（平成 22 年 8 月・約 70 人参加）、まちづくりシンポジウム（平成 22 年 12 月・約 200 人参加）。平成 23 年度駅まち市民ワークショップ（計 5 回実施・延 400 人参加）、駅まち市民ワークショップ報告会（平成 25 年 2 月・約 90 人参加）、プラットフォーム準備会（平成 25 年 2 月・約 60 人参加）

5. 施設運営

平成 26 年 9 月：施設設計にプロの管理運営の視点を反映させるため民間連携事業者を選定した。民間連携事業者からは、市民楨子同関係者をはじめ、市民にとって利用価値・満足度の高い施設とするため、施設にとって必要な機能や、各機能に関するサービスの提供手法、魅力的な機能配置、運営等に関する企画提案を民間事業者から求めた。

平成 27 年 3 月～平成 28 年 3 月：設計者・民間連携事業者・市民活動関係者がコアメンバーとなり設計を進め、必要に応じて、交通事業者（JR・バス・タクシー）や県との協議を実施した。

平成 28 年 6 月：開館当初から、質の高いサービスを提供することを目的に、開館予定の約 2 年前に指定管理者を選定した。指定管理者は、私設備品の選定や提案、ホームページやパンフレット作製、市民活動関係者などとの協議、人員体制及び研修などの実施を行った。

平成 30 年 4 月：エンクロスが開館。開館後も指定管理者による利用者アンケートの実施や市によるモニタリングを実施している。

6. 施設建設効果および周辺への波及効果

エンクロス開館後、平成 30 年度から令和 4 年度までの来館者数推移は 1,283,337 人・1,136,417 人・699,530 人・936,094 人・916,175 人、市民活動開催件数は 536 件・641 件・401 件・550 件・758 件、市民活動登録件数は 127 件・70 件・36 件・54 件・55 件、市民活動参加者数は 6,499 人・5,731 人・2,597 人・5,423 人・8,078 人、自主企画事業開催件数は 258 件・280 件・198 件・272 件・290 件、自主企画参加者数は 7,679 人・

6,576人・3,313人・6,940人・8,381人となっており、新型コロナウイルスの影響は一定あったものの、開館当初の目的である市民活動の拠点としての機能を十分果たしているといえる。

令和4年3月に延岡駅西口街区ビルの完成・供用開始となり、当ビル1階には、高田饅頭や飲食店、2階には、市営のコワーキングスペース、IT企業が3社、3階以上のフロアには、旭化成㈱、商工会議所、ケーブルメディア WaiWai、延岡信用金庫、日本政策金融公庫などが入居するなど、金融・経済機関の拠点となっている。

エンクロス周辺整備も合わせて進められており、平成26年～平成30年度にかけて実施された周辺整備事業として、乗換跨線橋（平成27年12月完成・JR九州整備）、延岡駅交番（平成28年2月完成・宮崎県整備）、JR延岡駅舎（平成29年8月完成・JR九州整備）、東西自由通路（市道）整備（平成29年12月完成・平成30年4月供用開始）、宮崎交通事務所（平成30年3月完成・宮崎交通整備）、東側広場整備（平成30年3月完成・延岡市整備）、駅前複合施設（平成30年3月完成・延岡市整備）、駅西側広場、高速バスロータリー（平成30年11月完成・延岡市整備）がある。

また、延岡駅周辺整備事業（平成26～平成30年度）に要した事業費概要として、駅前複合施設 1,962,614千円（建設工事費 1,541,928千円、設計費・工事監理費等 163,034千円、備品・家具什器費 153,502千円、補償費 104,150千円）、東西自由通路（跨線橋含む） 1,405,518千円（建設工事費 1,373,570千円、補償費 31,948千円）、東西広場 608,883千円（建設工事費 526,230千円、設計費等 82,653千円）、用地費 587,506千円の合計 4,564,521千円となっている。

なお、中心市街地プロジェクト推進事業（平成26～平成30年度）決算額の財源内訳として国庫支出金 1,451,840千円、市債（合併特例債） 225,456千円、一般財源 201,797千円、決算額 4,857,403千円となっている。

7. その他

施設の新設計画が持ち上がった平成21年当初、議会からは「市民活動は公民館でやればよい」という声が上がった。商工会からも異論が出るなど、消極的な意見が大半を占めていた。しかしながら、計画策定段階における市民協働の姿勢など全市民で推進してきた経過を踏まえ、エンクロス完成時点においては、議会は賛成の姿勢を示した。

平成30年2月、新市長が誕生したが、新市長はエンクロスにかかる予算の削減方針を打ち出していたことから、紆余曲折を経て、令和5年4月から指定管理料を1億円から8千万に減額した。減額によって、これまで市民活動の窓口をコーディネーターに依頼していたが、市民団体が担うこととなった。その結果、市民活動自体が減少傾向にある。このような市長方針に対して、議会では全議員が紹介議員となった請願・決議も出された。予算縮小にあたって市が実施したパブリックコメントは500件にのぼり、すべての意見において反対意見が示された。市民協働で進めてきた施設であり、かつ、市民に親しまれている施設であるだけに、予算の減額が妥当だったのか否かはもう少し時間がかかるようである。

8. 所感

丁寧に時間をかけながら地域にコミットすることで、真に市民に親しまれる施設設計・運営を可能としており、文字通り、ボトムアップ型の施設となっている。このことが、市民に親しまれることによって多くの市民が集い、活動するプラットフォームとして賑わいの創出に繋がっていると考える。

その際、駅前施設という観点から、電車やバスの待ち時間に気軽に手に取れるよう雑誌をメインに配置するなど、民間事業者のアイデアが随所に散りばめられている。

また、指定管理事業者が設計から内装に至るすべてにおいて決定権を有するというスキームは指定管理事業者が変更となった場合、施設運営継続性の観点から懸念があるが、かかる懸念を払拭するべく、民間事業者の意見はあくまでも要望として聞くにとどめ、終始ワーキンググループが主導権を握りながら事業を推進した点は大いに参考にするべきである。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

11月：『11-2』『11-12』『11-14』『11-15』

12月：『12-10』『12-11』『12-12』『12-13』『12-14』
『12-15』『12-16』『12-17』

出張報告書

令和6年3月28日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団・伊豆丸精二

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 愛知県安城市中心市街地拠点施設『アンフォーレ』、三重県桑名市『くわなメディアライヴ』について調査したもの。
2. 期間 令和6年1月17日（水）～18日（木）
3. 日程等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	1月17日（水）	13:30～15:45	愛知県安城市アンフォーレ
②	1月18日（木）	10:00～11:50	三重県桑名市くわなメディアライヴ
③			

4. 面談者

愛知県安城市市民生活部アンフォーレ課 課長補佐（まちなか連携担当）

愛知県安城市市民生活部アンフォーレ課 まちなか連携係

愛知県安城市議会事務局 議事課

三重県桑名市くわなメディアライヴ 総合館長

三重県桑名市くわなメディアライヴ 総合副館長

三重県桑名市議会事務局 総務調査係

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

1. 行政視察の実施に当たって

少子高齢化・生産年齢人口の減少は、自治体財政における税収の減少、歳出の増加を意味する。堺市では、税収が少ない一方、扶助費等社会保障費をはじめとした歳出圧力が強いという財政構造上の課題がある。

令和5年2月、堺市が発令した財政危機宣言は解除されたものの、今後も厳しい財政運営を強いられることに変わりはない。そのような中、堺市では、今後10年～15年を目途に公共施設の改修・建替えの時期を迎えることとなる。

堺市における実質公債費比率・将来負担比率は早期健全化基準を下回っているが、堺市における人口推計や財政構造上の課題を踏まえると、これまでのように、計画から設計、建設、運営に至るまですべてを行政が担う、いわゆるフルスペック主義からの脱却が求められている。

そのような中、日本初となるPFI方式による図書館建設を行った三重県桑名市『くわなメディアライヴ』や愛知県安城市で実施された中心市街地拠点施設『アンフォーレ』の視察を通じて、どの程度の運営上・財政上のメリットが生じたのか、合わせて、PFI方式導入によるデメリット（実務における膨大な作業・資料、契約期間終了後、老朽化が進み、帳簿上も価値の低下した建物の継承をいかにスムーズに行うか）について調査したものである。

2. 中心市街地拠点施設『アンフォーレ』について

(1) 安城市の概要

安城市の市制施行は昭和27年5月5日。市域は南北13.7km、東西10.6kmの約86.05km²。人口は188,645人（令和5年4月1日現在）、世帯数は78,352世帯（令和5年4月1日現在）となっている。市内には、新幹線停車駅であるJR三河安城駅、JR安城駅、名鉄新安城駅、名鉄桜井駅の4駅があり、各駅を中心にまちづくりが行われている。予算規模は70,420百万円（令和5年度一般会計）、経常収支比率は80.4%（令和4年度決算）、財政力指数は1.31（令和5年単年度算定）となっている。良好な財政状況を維持できる背景には、デンソーやアイシンなど自動車産業に従事する社員が多く居住しており、市民税・固定資産税が安定的に入ることが指摘できる。

(2) 中心市街地整備事業実施の経緯

バブル期である1990年代後半には、大型スーパーが郊外に相次いで開業する一方、中心市街地に立地する店舗は閉店していった。JR安城駅から徒歩5分程の中心部に更生病院が立地していたが、平成14年、更生病院が郊外に移転したことに伴い更なる中心市街地における来街者の大幅減がみられた。中心市街地における賑わいの創出、移転後の土地活用が議論される中で平成20年3月中心市街地拠点整備基本構想が示され、平成22年3月中心市街地拠点整備基本計画を策定、平成24年12月中心市街地拠点整備事業計画を策定、平成24年12月～平成25年2月実施方針の公表・特定事業の選定、平成25年5月～12月事業者募集選定、平成26年1月PFI事業基本協定締結・民間収益

事業基本協定締結、平成 26 年 3 月 PFI 事業契約締結、平成 29 年 6 月アンフォーレオープンに至る。安城市の立地する施設において最も集客力のある施設が安城産業文化公園デンパークであり、デンパークに次いで多くの来場者がみられたのが旧中央図書館であった。そのような背景もあり、施設整備にあたって図書館が候補に挙がったのである。

（３）PFI 方式導入の経緯

アンフォーレは公共施設・民間駐車場・民間商業施設からなるが、当初、公共施設と民間施設の合築で定期借地権方式を念頭に計画を進めていたが、リーマンショック後、民間から PFI 要望の声の高まりを受け、再度、市場調査を実施した結果、すべての企業が分棟を希望したことや公共施設部分を PFI 事業で実施することを希望する業者が多かったため、公共施設・広場公園を PFI 事業、民間駐車場・民間施設部分を定期借地権方式とした。

PFI 方式の導入によって、施設の耐用年数にわたる総支出（ライフサイクルコスト）をいかに縮減するか、との視点から、市と民間事業者の適切な役割分担のもと、民間ノウハウを最大限発揮することで、公共サービスにおけるライフサイクルコストの縮減及び質の向上を図ることが可能となった。また、土地の高度利用・有効活用を図り、中心市街地活性化に資する公民複合施設の誘導を実現することができた。

図書館運営手法について、平成 11 年～20 年まで、受付・配架・配本業務について民間委託を行っていたが、コスト面でのメリットが薄かった。また、計画時の図書館長は、①図書館法 17 条「無料原則」により、民間経営で利益を生み出すには人件費を削ることしかないこと②地域特性や住民ニーズを把握した体系的な選書には専門職員による継続性が必要であること③児童サービス（読み聞かせ）やレファレンスサービスなど図書館サービスの根幹は、継続した専門職員のスキルに委ねられるところが大きいこと④今後の図書館サービスの展開には、市民との協働や他部局、関係機関との連携が不可欠であること、などの理由から、仮に PFI で施設整備する場合でも図書館運営に民家に宅を導入することはリスクが高く、「市直営」を堅持すべきと考えていた。さらに、当時の市長が、指定管理事業者が運営している図書館を視察した際、①職員間に深いコミュニケーションがなく素気ないこと②本を貸しているだけで、本を読んでもらおうという図書館員の意欲が伝わってこないこと、から、「市直営で行きたい」という職員の意見に共鳴し、市直営での運営となった。

（４）契約の概要

PFI 事業における事業期間は平成 26 年 3 月 24 日～令和 14 年 5 月 31 日、契約金額は 62 億 5,320 万円、契約相手は安城情報拠点施設サービス株式会社。契約金額の内訳としては、サービス購入料 A（本施設の設計業務費・建設業務費・工事管理業務費等）約 44 億 5,130 万円、サービス購入料 B（広場・公園及び駐輪場の建設業務費・工事管理業務費）2 億 4,840 万円、サービス購入料 C（開業準備期間における本施設の維持管理業務費・書籍の移送代等）約 3,000 万円、サービス購入料 D（維持管理等期間における本施

設の維持管理業務費・修繕業務費等) 約 15 億 2,300 万円である。

債務負担額(平成 25～49 年) 71 億 2 千万円(駐車場整備・15 年間の施設維持管理費・駐車場利用料)。財源の内訳として、国庫補助金約 13 億 7,500 万円、地方債 10 億 9,000 万円、基金約 19 億 2,400 万円、一般財源約 18 億 6,400 万円となっている。

一方、定期借地事業における事業期間は平成 28 年 6 月 1 日～令和 19 年 5 月 31 日、貸付金額は 309 円/㎡(年額 16,217,856 円)、駐車場 200 台使用料支払いは年額 50,985,000 円、契約相手は安城民間収益サービス株式会社。

維持管理費は年間 1 億円程度かかっており(光熱費除く)、市から民間へ維持管理費 1 億円+駐車場代 5 千万円を毎年支払っている。

(5) 施設概要

中心市街地拠点施設アンフォーレは本館(図書情報館・ホール・多目的室・旅券・証明発行窓口・ビジネス支援・子育て支援・健康支援・カフェ)、駐車場(273 台)、南館(スーパーマーケットマルス・暮らしの学校)、イベント広場、公園からなる。

本館は地上 5 階地下 1 階、延床面積約 9,190 ㎡であり、1 階エントランスは指定管理事業者が運営し、2～4 階フロアは安城市直営で運営している。建物の維持管理は SPC が担っている。

イベント広場では、マルシェが定期的に行われているほか、ホールではコンサートや映画上映会などが行われ、エントランスでも展示即売会や作品展など様々なイベントが連日開催されており、にぎわい創出に繋がっている。

アンフォーレの特徴的な外観は、安城市役所女性職員の声をもとに実現した。

アンフォーレで勤務する正規職員は 10 名、会計年度任用職員は 60 名。会計職員は 1 時間ごとに持ち場をローテーションしながら、誰もがすべての業務に対応できるよう運営上の工夫も行っている。

図書館の特徴として、①会話と飲食が原則認められていること②十進分類法に囚われないジャンル別配架の導入③商工課と連携したビジネス支援センターの設置④学校図書館との連携、を挙げることができる。

①②については、近年、導入している図書館は増加傾向にある。③商工課と連携したビジネス支援センターでは、スペシャルアドバイザーによる専門支援、コーディネーターの伴走支援と、外部の専門家や支援機関との連携で、企業の本質的な課題・強みを探りながら、経営向上を目指すものである。④学校図書館との連携について、学校図書館と公共図書館の書誌データを統合し、一括検索が可能となるシステムを構築した。また、朝の読書活動や学級文庫に活用できる読み物を中心とした図書 20 冊のセットを全小中学校 29 校に週 2 回図書定期配送便を実施している(配送はシルバー人材センターへ委託)。

また、図書情報館に学校図書館支援室を整備し、図書館教育アドバイザー(元教員)が週 2, 3 回アンフォーレを訪問し、司書と読書環境に向けた取組を協議している。

団体貸出学校用図書として 2 万冊をストック・随時入れ替えを実施している。

アンフォーレ建設時、年間 100 万人の来場者を目標としていた。

入館者数は、令和元年度 1,203,127 人、令和 2 年度 668,951 人、令和 3 年度 878,167 人、令和 4 年度 966,702 人で推移、図書情報館入館者数は、令和元年度 759,416 人、令和 2 年度 400,489 人、令和 3 年度 498,869 人、令和 4 年度 521,237 人で推移している。コロナ禍の影響によって令和 2 年度～4 年度にかけて若干の落ち込みがみられたが、アンフォーレは概ね 100 万人程度の入館者、図書情報館は 50 万人前後の入館者数で推移している。これまでの図書館において、利用者層の固定化が指摘されることが多い中、幅広い利用者層が来館している

(6) 課題

施設設計時の目的は、拠点施設であるアンフォーレを中心として、人の流れを生み出し、周辺地域への波及効果を目指すものであったが、安城市をはじめ、愛知県は車社会であることから住民は目的地にピンポイントで訪れることから、周辺商店街等への波及効果が薄い点は課題の一つである。その結果、当初入居していたスーパーマーケットは収支が合わず撤退した経緯がある。

施設運営上の課題として、責任所在の曖昧性を指摘することができる。施設修繕について、基本的に経年劣化によるものは SPC が実施し、利用者や施設運営に伴う破損等は各施設の運営管理者の実施が基本となっている。しかしながら、どちらともいえないケースの場合、事前の取り決めが行われていなかったことから、その都度協議を行いながら決定しているが協議が難航する場合もある。背景には、市が運営主体に指定管理者を入れたため、安城市・アンフォーレ・指定管理者の三者での協議が必要となることが挙げられる。指定管理者は 3～5 年で変更となる可能性があるため、PFI がすべての対応を行うという方式にするべきであった、とのことである。

3. 三重県桑名市『くわなメディアライヴ』について

(1) 桑名市の概要

旧桑名市は城下町であり、松平家 11 万石、東海道 42 番目の宿場町であった。木曾川、長良川、揖斐川（木曾三川）の河口に位置し、古くから交通の要衝として栄えた。人口は約 13.9 万人（平成 16 年 1 市 2 町合併）、面積は 136.65 km²。名古屋市のベッドタウンという性格を有する。

(2) くわなメディアライヴ設立の背景・経緯

桑名市内にそれぞれ独立して設置されていた旧図書館・保健センター・勤労青少年ホームについて、施設の老朽化・狭隘化による機能面における課題に直面した。利用者である市民からは建替え整備への強い要望もあり、多様化するニーズに対応するべく、桑名市としても建替えが重要政策課題の一つとなった。

そのような中、施設整備にあたって 1999 年 2 月、PFI 手法を検討する「PFI 推進検討会」を立ち上げた。同年 7 月、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関

する法律（通称 PFI 法）」が制定され追い風となった。

PFI 事業とは、民間の持つ経営力・資金力・技術力等を生かす社会資本の整備手法の一つ。公共・公共施設等を民間企業が設計、建設、資金調達、管理運営し、利用者に対して公共サービスを提供するもの。

図書館 PFI の仕組みとしては、設計・建設会社、建物の管理会社、図書館運営会社、金融機関等が連携し、PFI 事業会社を設立して事業を進めるもの。自治体はこの PFI 事業会社と「PFI 事業契約」を結び、毎年、サービス対価を支払う。利用者（市民）は図書館運営会社からサービスを受ける。

PFI 方式導入による公共側のメリットとして、民間事業者のノウハウの活用により、事業期間全体でのコスト縮減が可能となる。また、公共は民間事業者の提供するサービスを購入する形で事業費を払うため、財政支出の平準化を図ることができる。事業の遂行に際して発生する様々なリスクを適切に民間事業者に移転することにより、公共にとって予測不可能な責任を負う危険性も減少する。

民間事業者側のメリットとして、公共施設の整備・管理運営における新規事業獲得の機会がもたらされることが挙げられる。利用者のメリットとして、民間ノウハウを活用した施設運営によって、サービス向上（開館日数の拡大や開館時間の延長等）の恩恵を受けることができる。

これまでの経緯は、2000 年 1 月図書館を中心とする複合施設の検討、同年 3 月「新・桑名市行政改革大綱」策定、同年 9 月～「PFI 導入可能性調査」委託、「PFI アドバイザリー契約」を締結。2001 年 6 月 PFI 法による「実施方針」を公表、同年 8 月特定業者選定公表。2002 年 3 月入札（提案書提出）、同年 4 月落札者決定・公表、同年 5 月 SPC「桑名メディアライブ株式会社」設立、同年 8 月～2004 年 7 月建物の設計・建設。2004 年 10 月 1 日開館に至る。

（3）くわなメディアライヴの概要

くわなメディアライヴは延床面積約 8,153 m²、地上 4 階建ての建物であり、桑名市立中央図書館のほか、桑名市中央保健センター、桑名市勤労青少年センター、多目的ホール等からなる複合公共施設である。

蔵書数は 396,299 冊（令和 5 年 3 月 31 日現在）。貸出冊数は 686,713 冊（令和 4 年度）。年間入館者数は約 36.5 万人。自動化書庫（1 階閉架書庫 19 万冊）、自動貸出機（IC タグ）、除菌機等の設置がなされている。

事業方式は、民間が建物を建設し、民間が建物の維持管理・運営業務を遂行する。契約期間満了後、所有権を市に移転する BOT 方式を採用している。

事業形態は PFI 事業者が提供する事業に対して、公共から支払われる料金（サービス対価）で事業費を賄うサービス購入型を採用している。

一方、生活利便サービス施設であるカフェは、利用者から支払われる料金で事業費を賄う独立採算型を採用している。

維持管理業務・図書館運営業務は 2004 年 10 月～2034 年 9 月までの 30 年間であり、

2034 年 10 月 1 日市に施設の所有権を移転（無償譲渡）する予定である。

（４）新旧図書館比較（PFI 方式導入の効果）

くわなメディアライヴの基本理念は「いつでも」「どこでも」「だれでも」の三つに集約できる。

「いつでも」については、開館時間を午前 9 時～午後 5 時（木曜日は午後 7 時）⇒一律午前 9 時～午後 9 時に延長、開館日数を 273 日⇒300 日間以上に拡大した。

「どこでも」については、インターネットでの蔵書検索を可能としたこと、他の図書館と連携し広範囲での検索を可能としたこと（桑名市内には中央図書館：PFI 方式、蔵書数 39.6 万冊、のほか、ふるさと多度文学館：直営方式、蔵書数 11.1 万冊、長島輪中図書館：直営方式、蔵書数 11.7 万冊、の 2 館がある。2014 年に 3 館のシステムを統合し、データベースの一元化、共通利用券の発行、書誌情報の共有化を実現し、3 館どこでも返却、予約本の受け取りが可能となった。レファレンスサービスについては、電子メールや手紙でも可能としたこと、郷土資料や行政資料をデジタル化することで、検索やプリントが簡単になった。

「だれでも」については、デジタル資料を含む幅広い蔵書を実現し、対面朗読・視聴覚資料の活用、国際化への対応などを実施してきた。なお、今年度予算議会において議決がなされれば、との条件付きではあるが、議決されると令和 6 年 10 月～電子書籍の導入が予定されている。

職員数に大幅な変更はないが、新図書館では新たに TRC の職員が 25 名（司書 17 名）配置されている。

蔵書数は約 13 万冊から約 39.6 万冊へ。1 日当たり入館者数は 930.5 人から 1,212 人へ。1 日当たり貸出冊数は 830.3 冊から 1,881 冊へ。1 日当たり貸出利用者数は 259.1 人から 531 人へ、それぞれ増加した。

中央図書館年間利用の推移については、平成 30 年度から令和 4 年度まで、1 日当たり入館者数は順に 1673.4 人、1635.5 人、1154.0 人、1252.9 人、1211.5 人。貸出冊数は順に 748,132 冊、662,373 冊、624,274 冊、658,659 冊、686,713 冊。貸出利用者数は順に 206,616 人、181,513 人、166,077 人、179,357 人、193,747 人、と推移している。

PFI 方式導入について、VFM（Value for money）の観点からは、市が直接事業実施する場合は 97 億 7,400 万円を要するが、PFI 方式で実施した場合 76 億 2,200 万円となり、市の財政負担軽減額は 21 億 5,200 万円、負担軽減率は約 22.0%に及ぶ。PFI 方式の導入により、30 年間分の図書購入費が確保された（図書等購入予算：約 2,000 万円／年間）。

また、レファレンス（特に郷土史料）に関する研修や「桑名市調べる学習コンクール」の実施、「昭和の記憶」（桑名の昭和時代の記録・保存事業）や郷土史料のデジタル化とインターネット公開など、市と PFI 事業者との協働が実現した。

建物の維持管理は PFI 事業者が担うことから、市の業務としては、業務が確実に遂行されているか、業務の要求水準がタオ垂れているかを確認するためのモニタリングの実施が主な業務である。モニタリング業務においては、客観性・公平性・透明性を保つた

めに数値化している。適切なモニタリング業務を実施するためには、市職員の質・専門知識・バランス感覚などが要求される。その他、公募による市民モニターを年2回実施している。

また、事業者のモチベーションを保つ仕掛けとして、図書館運営業務のサービス対価の支払いは利用者の増減によって変更する仕組みを導入している。具体的には、年間の利用者簿に上限と下限を設けて、8段階に分けて数値を定め、サービス対価を払う（数値の対象として、利用者・図書等の貸借者数・AVIT利用・郷土資料室利用・読み聞かせコーナー利用・コピーサービス等）仕組みとなっている。

近年、事業者評価は最高評価を得ており、事業者からは更なるインセンティブを求める声も上がっている。

（５）課題

市の主な業務であるモニタリングについて、職員の人事異動によってノウハウの継承が困難となるなど、要求水準（運営事業者のほうに精通している部分もある）に対する市側の高いモニタリング資質レベル確保の観点から、市職員のスキルの維持向上をいかに担保していくかが課題の一つである。この点、モニタリングノウハウの習得は職員自らが自主研修として行っているものであり、組織的な対応が出来ていない。

また、所有権移転後の方向性（図書館運営・建物の維持管理・生活利便サービス施設）についての検討は全く行われておらず、市へ移管後の財政シミュレーション等も実施されていない。

その他、時代の流れに応じて市役所の組織改編が行われたが、それに伴ってくわなメディアライヴ2階に入居していた市の部局が撤退し、長年にわたって空きスペースとして活用されていないなどの課題もある。

4. 所感

中心市街地拠点施設アンフォーレ、くわなメディアライヴともに、PFI方式の導入によって、直営よりもコスト面でのメリットがあり、くわなメディアライヴでは今後30年間の書籍購入費を確保できるなど公共施設に求められる安定的な経営を実現できているといえることからVFMの観点からも一定の効果を認めることができる。

しかしながら、中心市街地拠点施設アンフォーレでは、平日の視察ということもあろうが、周辺の商店街はシャッター街となっており、施設建設計画当初の目的である周辺エリアへの波及効果は認められなかった。この点は、PFI方式の是非と直接的な関係は認められないが、車社会のコミュニティにおける施設整備については、一定の工夫が求められるといえる。

一方、くわなメディアライヴでは、職員の定期的な人事異動によるノウハウの継承に課題があり、その結果、職員のスキルがモニタリングレベルに達していない可能性もある。この点は、人事異動のあり方の見直しや研修体制の改善によって一定改善は見込まれるものと思われるが、最大の問題は、契約期間終了後建物の無償譲渡が行われるが、

その後のイニシャルコストの算定や事業スキームについての検討がなされていないことにある。契約締結時と建物の無償譲渡時では人口推計や住民ニーズなど大きな変化が生じている可能性が高く、一旦、施設建設を行うとその施設を中心としたまちづくりを行わなければならないことを踏まえると、公共施設のあり方については、図書館部局が担うのではなく、市長部局によるまちづくりの観点からのアプローチが欠かせない。

以上

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

1月：『1－5』 『1－6』

2月：『2－10』 『2－11』 『2－12』

3月：『3－15』 『3－16』 『3－17』 『3－18』 『3－19』